

シタル旨今般國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

(大正十五年五月十八日)
外務省告示第三十三號

支那國政府ハ千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ノ批准書ヲ千九百二十六年二月二十四日國際聯盟事務局ニ寄託シタル旨今般國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

(大正十五年五月十八日)
外務省告示第三十四號

佛蘭西國政府ハ千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ對スル同國ノ加入(本年四月二十日外務省告示第二十七號參照)ノ批准書ヲ千九百二十六年三月一日國際聯盟事務局ニ寄託シタル旨今般國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

(大正十五年十月十一日)
外務省告示第六十二號

「フィンランド」國外務大臣ハ千九百二十一年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ對スル同國政府ノ加入ヲ國際聯盟事務局ニ通告シタル旨及右加入ハ千九百二十六年八月十六日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタル旨本年八月三十日附書翰ヲ以テ同事務總長ヨリ通知アリタリ

(昭和三年一月二十五日)
外務省告示第十四號

英國政府ハ「シエラ、レオン」殖民地ノ爲大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ作成セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ右加入ハ昭和二年十一月十六日ヨリ其ノ效力ヲ發生シ且右ハ「シエラ、レ

國際聯盟事務局ニ通告セラレタリ右加入ハ昭和五年六月二日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和五年七月一日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和六年六月二十五日)
外務省告示第五十二號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル左記英領地域ノ加入ハ國際聯盟事務局ニ通告セラレタリ

右加入ハ昭和六年四月十日ヨリ效力ヲ發生セリ

「ガンビア」(殖民地及保護領)

「ウガンダ」保護領

「タンガニカ」委任統治地域

(昭和六年五月五日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和六年十月三十日)
外務省告示第八十九號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「リスニア」國ノ批准書ハ昭和六年九月十四日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和六年九月二十四日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和六年十二月十八日)
外務省告示第一百二號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル左記英領殖民地等ノ加入ハ國際聯盟事務局ニ通告セラレタリ

右加入ハ昭和六年十一月二日ヨリ效力ヲ發生セリ

第一編 一般共通條約 第七編 雜則

オン」殖民地ニノミ適用セラレ「シエラ、レオン」保護領ニハ適用ナシ(昭和二年十二月六日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和四年七月三日)
外務省告示第五十七號

「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」王國ハ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ加入シ昭和四年五月二日國際聯盟事務局ニ加入書ノ寄託ヲ了セリ(昭和四年五月十八日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和五年二月十九日)
外務省告示第十一號

「ルクセンブルグ」國ハ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ加入ノ旨國際聯盟事務局ニ通告セリ

(昭和五年四月三十日)
外務省告示第二十五號

右加入ハ昭和四年十二月三十一日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和五年一月十五日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和五年八月八日)
外務省告示第五十三號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「シリア」及「レバノン」ノ加入ハ國際聯盟事務局總長通牒)

「パレスチン」(「トランスジオルダン」ヲ含ム)

「サラワック」保護領

「ギルバート」及「エリス」諸島殖民地

英領「ソロモン」諸島保護領

(昭和六年十一月十七日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和六年六月十三日)
外務省告示第四十六號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル丁抹國ノ批准書ハ昭和六年四月二十三日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ右寄託ニ際シ丁抹國ハ左記留保ヲ附セリ

本批准ハ條約ガ千九百三十年四月十五日ノ丁抹國刑法ニ實施ト共ニ丁抹國ニ對シ效力ヲ發生スベキ旨ノ留保ニ從フベキモノトス

本批准ハ條約ガ特別ノ狀況ニ鑑ミ「グリオンランド」ニ對シ何等ノ利害ヲ有セザルニ依リ右屬地ヲ含マザルモノトス

前記ノ刑法ハ千九百三十年四月十五日附ノ特別法ニ基キ遲クモ千九百三十三年一月一日ニ司法大臣ノ命令ニ依リ實施セララルモノトス

(昭和六年五月十一日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和七年三月十九日)
外務省告示第二十七號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル英保護領「ザンジバル」ノ加入ハ國際聯盟事務局ニ通告セラレタリ右加入ハ昭和七年一月十四日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和七年二月五日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和七年五月十四日)

外務省告示第四十號
大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「エジプト」國ノ加入書ハ昭和七年四月十三日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和七年四月二十日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和七年六月十七日)

外務省告示第五十五號
大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「メキシコ」國ノ加入ハ國際聯盟事務局ニ通告セラレタリ右加入ハ昭和七年五月十日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和七年五月二十一日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和七年七月十九日)

外務省告示第六十一號
大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「スターダン」ノ加入ハ昭和七年六月一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ右加入ハ登錄ノ日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和七年六月二十一日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和八年五月二十九日)

外務省告示第五十號
大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「ベルシア」國ノ批准書ハ昭和八年三月二十八日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和八年四月七日附國際聯盟事務局總長通牒)

日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和十年六月七日)

外務省告示第三十五號
大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「アフガニスタン」國ノ加入ハ昭和十年四月十日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ(昭和十年五月八日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和十一年一月二十五日)

外務省告示第十二號
「ニカラガ」國ハ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル同國ノ加入書ヲ國際聯盟事務局總長ニ送付シ右加入書ハ昭和十年十二月十二日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和十年十二月十九日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和十一年十月二十一日)

外務省告示第八十五號
「オーストラリア」聯邦政府ハ國際聯盟事務局總長ニ對シ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ヲ「バプア」及「ノーフォーク」島ノ諸地域並ニ「ニュー、ギニア」及「ナウル」委任統治地域ニ適用スル旨通告シ右適用ハ昭和十一年九月二日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ(昭和十一年九月十九日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和十二年六月二日)

外務省告示第四十八號
「トルコ」國政府ハ國際聯盟事務局總長ニ對シ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ

(昭和八年九月一日)

外務省告示第八十一號
大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ハ千九百三十年四月十五日ノ「丁抹國刑法實施」ノ日即チ昭和八年一月一日ヨリ丁抹國ニ對シ效力ヲ發生シタリ(昭和六年外務省告示第四十六號參照)(昭和八年八月二日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和八年九月三十日)

外務省告示第八十六號
大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「アラジ」國ノ批准書ハ昭和八年八月十八日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和八年八月三十日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和九年七月十日)

外務省告示第六十三號
「アイルランド」自由國ハ國際聯盟事務局總長ニ對シ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル同國ノ加入書ヲ通告シ右加入ハ昭和九年五月十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ(昭和九年六月五日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和九年十二月二十二日)

外務省告示第二百一十一號
大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「コロンビア」國ノ批准書ハ昭和九年十一月八日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和九年十一月二十三日

對スル同國ノ加入書ヲ通告シ右加入ハ昭和十二年四月十五日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ(昭和十二年四月二十一日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和十四年六月八日)

外務省告示第三十五號
英國政府ハ國際聯盟事務局總長ニ對シ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ヲ從來印度ノ一部ヲ成セル「ビルマ」ニ對シ同條約第十四條ノ規定ニ基キ海外領土トシテ適用スル旨通告シ國際聯盟事務局ハ昭和十四年四月三日右通告ヲ受領セリ

尙本條約ノ「ビルマ」ニ對スル適用ハ英國政府ガ本條約署名ノ際ニ印度ノ爲ニ爲セル留保ト同一趣旨ナル左記留保ノ下ニ爲サレタリ

「ビルマ」ハ千九百十年五月四日ノ條約最終議定書(四)項及千九百二十一年ノ條約第五條ニ規定セラレタル制限年齢ニ代フルニ其ノ裁量ニ依リ十六歳又ハ後日決定セララルコトアルベキ其ヨリ以上ノ年齢ヲ以テスルノ權利ヲ留保ス

(昭和十四年四月十四日附國際聯盟事務局總長回章)

醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買 禁止ニ關スル國際條約

(大正十四年十二月二十一日)
條約第十十八號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ千九百十年五月四日佛蘭西國巴里ニ於テ獨逸國外十二箇國間ニ締結セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約ニ其ノ最終議定書(四)項ニ規定セラレタル年齢ノ制限ニ代フルニ滿十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ留保シテ加入シ千九百四年五月十八日佛蘭西國巴里ニ於テ佛蘭西國外十一箇國間ニ締結セラレタル醜業ヲ行ハ

外第一一號 (九二)

置ヲ各自ノ立法機關ニ提案スヘキコトヲ約ス

第四條

締約國ハ本條約ノ目的ニ關シ自國ニ於テ既ニ制定シ又ハ制定スルコトアルヘキ法令ヲ佛蘭西共和國政府ヲ介シテ互ニ通報スヘシ

第五條

第一條及第二條ニ定ムル犯罪ハ本條約實施ノ日ヨリ締約國間ノ既存條約ニ依リ引渡ヲ要スヘキ犯罪中ニ當然挿入セラレタルモノト看做サルヘシ
前項ノ規定カ現行法令ヲ變更スルニ非サレハ之ヲ實行スルコト能ハサルトキハ締約國ハ必要ナル措置ヲ執リ又ハ右措置ヲ各自ノ立法機關ニ提案スヘキコトヲ約ス

第六條

本條約ニ定ムル犯罪ニ關スル司法事務ノ囑託ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ
一 司法官憲間ノ直接ノ通信
二 被囑託國ニ駐在スル囑託國ノ外交官又ハ領事官ノ仲介 該官吏ハ直接ニ當該司法官憲ニ司法事務囑託書類ヲ送達シ且該官憲ヨリ右囑託ノ實行ヲ確證スル書類ノ送達ヲ直接ニ受クルモノトス
(前記二箇ノ場合ニ於テハ被囑託國ノ上級官憲ニ對シ同時ニ當該司法事務囑託書類ノ謄本ヲ送付スヘキモノトス)

三 外交手續

各締約國ハ他ノ各締約國ヨリ發スル司法事務ノ囑託ニ付其ノ認容スル前記囑託方法ヲ該國ニ宛テタル通告ヲ以テ知ラシムヘシ
本條第一號及第二號ノ場合ニ爲サル囑託ニ關シテ生スルコトアルヘキ一切ノ紛議ハ外交手段ニ依リ處理セララルヘシ

八百七十五

シムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定ト共ニ茲ニ之ヲ公布セシム
左ノ諸國ノ君主、元首及政府ハ

「トレート、デ、ブランシュ(醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買)」ナル名稱ヲ

以テ知ラルル賣買ノ禁止ヲ最有效ナラシメムコトヲ均シク希望シ之カ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ且千九百二年七月十五日ヨリ二十五日迄巴里ニ於テ會合シタル第一回會議ニ於テ一提案ノ可決セラレタルニ鑑ミ其ノ全權委員ヲ任命セリ
右全權委員ハ千九百十年四月十八日ヨリ五月四日ニ至ル迄巴里ニ於テ第二回會議ヲ開催シ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條

何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル爲醜行ヲ目的トシテ未成年ノ婦女ヲ勸誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ本人ノ承諾ヲ得タルトキト雖又右犯罪ノ構成要素タル各行爲カ異リタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラルヘシ

第二條

何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル爲醜行ヲ目的トシテ詐欺ニ依リ又ハ暴行、脅迫、權力濫用其ノ他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勸誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ右犯罪ノ構成要素タル各行爲カ異リタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラルヘシ

第三條

締約國ハ現ニ其ノ法制カ前二條ニ定ムル犯罪ヲ防遏スルニ充分ナラサルトキハ右犯罪ヲ其ノ輕重ニ從ヒ處罰スル爲必要ナル措置ヲ執リ又ハ右措

別段ノ協定アル場合ヲ除クノ外司法事務囑託書類ハ被囑託國官憲ノ用語若ハ兩關係國間ニ協定シタル國語ヲ以テ作成セラレタルモノナルカ又ハ右兩語中ノ一ヲ以テ作成セラレタル譯文(囑託國ノ外交官若ハ領事官又ハ被囑託國ノ宣書ヲ爲シタル通譯ノ認證アルモノ)ヲ添附シタルモノナルコトヲ要ス

第七條

締約國ハ本條約ニ定ムル犯罪ニシテ其ノ構成要素タル各行爲カ異リタル國ニ互リテ遂行セラレタルモノニ關スル犯罪人名簿ヲ互ニ送付スヘキコトヲ約ス

第八條

非署名國ハ本條約ニ加入スルコトヲ得之カ爲ニハ非署名國ハ文書ヲ以テ其ノ意思ヲ通告スヘク該文書ハ佛蘭西共和國政府ノ記錄ニ寄託セラルヘシ同政府ハ外交手續ニ依リ其ノ認證謄本ヲ各締約國ニ送付シ同時ニ其ノ寄託ノ日ヲ通知スヘシ右加入通告書ニ於テハ本條約ノ目的ニ關シ加入國ノ制定シタル法令ヲモ亦通知スヘキモノトス

第十一條

締約國カ本條約ヲ其ノ殖民地、屬地又ハ領事裁判管轄地域ノ一箇又ハ數箇ニ實施セムトスルトキハ該國ハ文書ヲ以テ其ノ意思ヲ通告スヘク該文書ハ佛蘭西共和國政府ノ記錄ニ寄託セラルヘシ同政府ハ外交手續ニ依リ其ノ認證謄本ヲ各締約國ニ送付シ同時ニ其ノ寄託ノ日ヲ通知スヘシ該通告書ニ於テハ其ノ殖民地、屬地又ハ領事裁判管轄地域ニ付本條約ノ目的ニ關シ該地方ニ於テ制定セラレタル法令ヲ通知スヘキモノトス將來右地方ニ於テ制定セララルコトアルヘキ法令ハ第四條ニ從ヒ均シク之ヲ締約國ニ通知スヘキモノトス

十八日ノ協定ニ共ニ且全部加入シタルコト爲ルヘク同協定ハ本條約ト同日ヲ以テ當該加入國ノ全領域ニ互リ實施セララルヘシ

第九條

本條約(本條約ハ最終議定書ヲ以テ補足セララル右議定書ハ其ノ一部分ヲ成スモノトス)ハ批准ヲ要ス其ノ批准書ハ締約國中六國カ寄託ヲ爲シ得ルニ至リタルトキ直ニ巴里ニ於テ寄託セララルヘシ

第十條

締約國ノ一カ本條約ヲ廢棄シタルトキハ右廢棄ハ該國ニ關シテノミ其ノ效力ヲ生ス

書中ニ明示アルニ非サレハ千九百四年五月十八日ノ協定ノ廢棄ヲ當然件ヲモノニ非ス尙千九百四年五月十八日ノ協定ノ署名國カ同協定ニ對スル其ノ殖民地ノ加入ニ關シテ爲シタル宣言ハ維持セララルモノトス

第十二條

本條約ハ千九百十年五月四日ノ日附ヲ有スルモノトシ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル第二回會議ニ代表セラレタル國ノ全權委員來ル七月三十一日迄ニ巴里ニ於テ之ニ署名セルコトヲ得

(第六條ヲ保留ス)

アルブレヒト、レンツェ (印)

奥地利國及洪牙利國 (印)

奥地利洪牙利國代理大使 (印)

ア、ネメス (印)

奥地利國 (印)

省參事官 (印)

ヨット、アイヒホッフ (印)

洪牙利國 (印)

省參事官 (印)

ゲー、レルス

白耳義國

ジユール、ルジュース

伯刺西爾國

イシドール、モ

(第五條ヲ留保ス)

ジエー、セー、ド、ソーザ、バンデイヤ

丁抹國

セー、エー、コールド

西班牙國

オクタヴィオ、クアルテロ

佛蘭西國

エル、ペランジェ

大不列顛國

フランシス、バーディー

伊太利國

ジエー、チー、ブツアッテイ

和蘭國

ア、ド、ステユエルス

葡萄牙國

レターン、マカール

伯爵ド、ソーザ・ローザ

露西亞國

アレキシス、ド、ベルガルド

ヴラダイミール、デリユギンスキー

瑞典國

エフ、ド、クレルケル

最終議定書

左ノ各全權委員ハ本日ノ條約ニ署名スルニ當リ本條約第一條、第二條及第三條ハ左ノ趣旨ニ依リ了解スヘキモノナルコト並其ノ趣旨ニ從ヘハ締約國カ其ノ立法權ヲ行使シ以テ既定ノ約定ヲ實施シ又ハ之ヲ補足スルノ措置ヲ執ラムコトハ希望スヘキモノナルコトヲ指示スルヲ有益ナリト認ム

(イ) 第一條及第二條ノ規定ハ締約國カ他ノ類似ノ犯罪例ヘハ詐欺又ハ強制手段ヲ以テセサル成年者ノ勸誘ノ如キモノヲ處罰スルニ付絕對ニ自由ナルコト當然ナリトノ趣意ニ於テ之ヲ最下限度ト看做スコトヲ要ス

(ロ) 第一條及第二條ニ定ムル犯罪ノ禁止ニ付テハ「未成年ノ婦女、成年ノ婦女」ナル語ハ滿二十歳未滿又ハ以上ノ婦女ヲ指スモノト了解セラルヘシ但シ何レノ國籍ノ婦女ニ對シテモ同一ニ適用スルコトヲ條件トシテ法令ヲ以テ保護年齡ヲ更ニ高ムルコトヲ得

(ハ) 右犯罪ノ禁止ニ付テハ法令ニハ常ニ自由刑ヲ規定スルコトヲ要ス但シ他ノ主刑又ハ附加刑ノ併科ヲ妨クルコトナシ尙法令ニハ被害者ノ年齡關係ヲ別トシ例ヘハ第二條ニ定ムル情狀又ハ被害者カ實際履行ニ從事スルニ至ラシメラレタル事實等當該事件ニ付生スルコトヲ

ジエー、セー、ド、ソーザ、バンデイヤ

丁抹國

セー、エー、コールド

西班牙國

オクタヴィオ、クアルテロ

佛蘭西國

エル、ペランジェ

大不列顛國

フランシス、バーディー

伊太利國

ジエー、チー、ブツアッテイ

和蘭國

ア、ド、ステユエルス

葡萄牙國

レターン、マカール

露西亞國

伯爵ド、ソーザ、ローザ

瑞典國

アレキシス、ド、ベルガルド

露西亞國

ヴラダイミール、デリユギンスキー

瑞典國

エフ、ド、クレルケル

(右條約佛文略ス)

ルヘキ種種ノ加重情狀ヲ考量スルコトヲ要ス

(ニ) 婦女ヲ其ノ意ニ反シテ醜行ヲ業トスル屋内ニ監禁シタル場合ハ其ノ重大ナルニ拘ラス專ラ國內立法事項ニ屬スルノ故ヲ以テ之ヲ本條約中ニ規定セザリシモノナリ

本最終議定書ハ本日ノ條約ノ一部ヲ成スモノト看做サルヘク且之ト同一ノ效力、價值及期間ヲ有スルモノトス

千九百十年五月四日巴里ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ニ署名ス

獨逸國

アルブレヒト、レンツェ

クルト、ヨエル

埃地利國及洪牙利國

埃地利洪牙利國代理大使

アー、ホメス

埃地利國

省參事官

ヨット、アイヒホッフ

洪牙利國

省參事官

ゲー、レルス

白耳義國

ジユール、ルジュース

イシドール、モ

伯刺西爾國

佛蘭西共和國大統領、獨逸帝國ノ名ヲ以テスル獨逸國皇帝普魯西國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、大不列顛愛蘭聯合王國及大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、葡萄牙國及「マルガルヴ」皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、瑞典諾威國皇帝陛下並瑞西聯邦政府ハ未成年ノ婦女及凌辱又ハ強制セラレタル成年ノ婦女ノ爲ニ「トレイト、デ、ブランシユ」醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買「」ナル名稱ヲ以テ知ラレタル犯罪の賣買ニ對シテ有效ナル保護ヲ確保セムコトヲ欲シ右目的ヲ達成スルニ適當ナル措置ヲ統一スル爲協定ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

佛蘭西共和國大統領

佛蘭西共和國外務大臣衆議院議員「テオフィル、デルカッセ」

獨逸國皇帝普魯西國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「ド、ラドリン」

白耳義國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「アー、ルゲー」

丁抹國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權公使伯爵「エフ、レヴェントロウ」

西班牙國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「デル、ムニ」侯爵「エフエ、デ、レオン、イー、カステイロ」

大不列顛愛蘭聯合王國及大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「サー、エドマンド、モンソン」

伊太利國皇帝陛下

各國政府ハ醜行ニ從事セシメラルヘキ婦女ノ引率者ヲ、特ニ停車場、乗船港及途中ニ於テ、搜索スル爲監視ヲ爲スコトヲ約ス右目的ノ爲當該官吏又ハ當該資格ヲ有スル其ノ他ノ一切ノ者ニ對シ犯罪の賣買ノ搜索ニ資スヘキ一切ノ報道ヲ法規ノ範圍内ニ於テ蒐集スヘキコトヲ訓令スヘシ

右賣買ノ正犯、共犯又ハ被害者ト明ニ認メラルル者到著シタルトキハ必要ニ應ジ目的地ノ官憲、關係ノ外交官若ハ領事官又ハ其ノ他ノ當該官憲ニ之ヲ通知スヘシ

第三條

各國政府ハ賣淫ニ從事スル外國籍ノ婦女ノ身元及身分ヲ明ニスル爲並其ノ婦女ヲシテ本國ヲ去ルニ至ラシメタル者ヲ搜索スル爲必要ニ應ジ且法規ノ範圍内ニ於テ右婦女ノ陳述ヲ聽取セシムルコトヲ約ス蒐集セラレタル報道ハ右婦女ノ送還セララルコトアルヘキ場合ノ爲其ノ本國官憲ニ之ヲ通知スヘシ

各國政府ハ犯罪の賣買ノ被害者カ窮乏ニ陥リタルトキハ一時的ニ且送還セララルコトアルヘキ場合ノ爲公私ノ救護所又ハ必要ナル保障ヲ提供スル個人ニ法規ノ範圍内ニ於テ且出來得ル限り之ヲ委託スルコトヲ約ス

各國政府ハ右婦女中送還ヲ要求スル者又ハ右婦女ノ監督權者ヨリ請求アリタル者ヲ、法規ノ範圍内ニ於テ且成ルヘク、其ノ本國ニ送還スルコトヲ約ス送還ハ身元及國籍並國境到着ノ場所及日ヲ了知シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス各締約國ハ其ノ領域内ノ通過ヲ容易ナラシムヘシ

第四條

送還ニ關スル通信ハ成ルヘク直接ノ手續ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使伯爵「トルニエツリ、ブルサートイ、デイ、ヴェルガーノ」

和蘭國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「シユヴァリエー、ド、ステュエルス」

葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「デー、ド、ソーザ・ローザ」

全露西亞國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「ド、ネリドフ」

瑞典諾威國皇帝陛下

瑞典國及諾威國ノ爲

佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「オーケルマン」

瑞西聯邦政府

佛蘭西共和國駐劄瑞西聯邦特命全權公使「シヤール・エドゥアール、ライデー」

右各委員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條

各締約國政府ハ外國ニ於ケル醜行ヲ目的トスル婦女ノ勸誘ニ關スル一切ノ報道ノ蒐集ヲ任務トスル官憲ヲ設ケ又ハ指定スルコトヲ約ス右官憲ハ他ノ各締約國ニ設ケラルル同種ノ部局ト直接ニ通信スルノ權能ヲ有スヘシ

第二條

送還セララルヘキ婦女カ自ラ其ノ輸送費用ヲ支辨スルコトヲ得ス且自己ニ代リ支拂ヲ爲スヘキ夫、兩親又ハ後見人ヲ有セサルトキハ送還ニ要スル費用中其ノ本國ニ向ヒ最近キ國境又ハ乗船港ニ至ル迄ノ分ハ右婦女ノ居住スル國ノ負擔トシ殘餘ハ其ノ本國ノ負擔トス

第五條

右第三條及第四條ノ規定ハ締約國政府間ニ存在スルコトアルヘキ特殊條約ノ效力ヲ妨クルコトナシ

第六條

締約國政府ハ婦女ノ外國ニ於ケル就業ヲ掌ル紹介所ニ對シ法規ノ範圍内ニ於テ成ルヘク監視ヲ爲スコトヲ約ス

第七條

非署名國ハ本協定ニ加入スルコトヲ得之カ爲ニハ外交手續ニ依リ佛蘭西國政府ニ其ノ意思ヲ通告スヘク同政府ハ一切ノ締約國ニ之ヲ通知スヘシ

第八條

本協定ハ批准書交換ノ日ヨリ六月ヲ經テ實施セララルヘシ締約國ノ一カ本協定ヲ廢棄スル場合ニ於テハ右廢棄ハ該當事國ニ關シテノミ且其ノ廢棄ノ日ヨリ十二月ヲ經テ效力ヲ生スヘシ

第九條

本協定ハ批准ヲ要ス其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ巴里ニ於テ交換セララルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ本協定ニ署名調印ス

千九百四年五月十八日巴里ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ佛蘭西共和國外

送還ニ關スル通信ハ成ルヘク直接ノ手續ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

八百八十一

務省ノ記録ニ寄託保存スヘク其ノ認證原本ハ各締約國ニ交付セララルヘ

- デルカッセ (印)
- ラドリッ (印)
- ア、ルゲイ (印)
- エフ、レヴェントロウ (印)
- エフエ、デ、レオン、イー、カステイヨ (印)
- エドマンド、モンソン (印)
- ジー、トルニエツリ (印)
- ア、ドステユエルス (印)
- デー、ド、ソーザ・ローザ (印)
- ネリドフ (印)
- 瑞典國及諸威國ノ爲 (印)
- 瑞典諸威國公使 (印)
- オーケルマン (印)
- ラルデイ (印)

(右條約佛文略ス)

● 同上條約國際協定附屬ノ署名調

書 (大正十四年十二月二十一日)

(外務省告示第九十九號)

千九百十四年五月十八日ノ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定附屬ノ署名調書左ノ通

署名調書

左記各全權委員ハ「トレイト、デ、ブランシュ」(醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買)ニ對シ有效ナル保護ヲ確保スルノ目的ヲ有スル前記協定ニ署名ヲ爲ス爲本目茲ニ會同シ締約國各自ノ殖民地ニ前記協定ヲ適用スルコトニ關シ左ノ宣言ヲ交換シタリ

第一條

前記協定ノ署名國ハ自己ノ殖民地又ハ國外ニ於ケル屬地ニ付何時ニテモ之ニ加入スルノ權利ヲ有ス
署名國ハ之カ爲或ハ一切ノ自己ノ殖民地又ハ屬地ヲ其ノ加入中ニ包含セシムルノ一般ノ宣言ヲ爲シ或ハ之ニ包含セラルルモノヲ明示的ニ指定シ或ハ之ヨリ除外セラルルモノヲ指示スルニ止ムルコトヲ得

第二條

大不列顛國皇帝陛下ノ政府ハ大不列顛國殖民地又ハ屬地ノ各ニ付別々ニ右協定ニ加入シ又ハ之ヲ廢棄スルノ權利ヲ留保スルコトヲ宣言ス
獨逸國政府ハ其ノ殖民地ニ關シ其ノ決定ヲ留保スルコトヲ宣言ス
丁扶國政府ハ丁扶國殖民地ニ付右協定ニ加入スルノ權利ヲ留保スルコトヲ宣言ス
西班牙國政府ハ其ノ殖民地ニ關シ其ノ決定ヲ留保スルコトヲ宣言ス
佛蘭西國政府ハ右協定ヲ一切ノ佛蘭西國殖民地ニ適用スヘキコトヲ宣言ス
伊太利國政府ハ右協定ヲ「エリトレイ」殖民地ニ適用スヘキコトヲ宣言ス
和蘭國政府ハ右協定ヲ一切ノ和蘭國殖民地ニ適用スヘキコトヲ宣言ス

(右佛文略ス)

● 婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約及醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約ニ付キ帝國政府ノ加入通告ヲ爲シタル件 (大正十四年十二月二十一日)

千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ノ御批准書ハ大正十四年十二月十五日國際聯盟ノ記録ニ寄託ヲ了シ又千九百十年五月四日ノ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約ニ付テハ帝國政府ハ其ノ最終議定書(四)項ニ規定セラレタル年齢ノ制限ニ代フルニ滿十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ留保ノ上大正十四年十月二十日附ヲ以テ加入通告ヲ爲シタリ

(大正十五年一月二十三日)

(外務省告示第七號)

帝國政府ハ千九百十年五月四日巴里ニ於テ締結セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約ニ對シ大正十四年十月二十日附

葡萄牙國政府ハ右協定ヲ葡萄牙國殖民地中ノ何レカニ實施スヘキヤ否ヤヲ後日決定スルコトヲ留保ス
露西亞國政府ハ右協定ヲ歐羅巴及亞細亞ニ於ケル同帝國ノ全領域ニ互リテ完全ニ適用スヘキコトヲ宣言ス

第三條

自國ノ殖民地ニ關シテ將來加入ノ宣言ヲ爲サトスル政府ハ右協定第七條ニ定メラレタル形式ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
獨逸國大使公爵「ド、ラドリッ」ハ右協定ニ署名ヲ爲スニ當リ同國政府ノ名ニ於テ次ノ宣言ヲ爲サムコトヲ要求ス
獨逸國政府ノ見解ニ依レハ貧窮者ノ相互扶助ニ關シテ獨逸帝國ト其ノ本國トノ間ニ存在スルコトアルヘキ規則ハ右協定ニ依リ獨逸國ヲ通過シテ本國ニ送還セララルモノニ對シテハ其ノ適用ナシ
右證據トシテ各全權委員ハ本調書ニ署名ス
千九百十四年五月十八日巴里ニ於テ之ヲ作成ス

- エドマンド、モンソン
- ラドドン
- ア、ルゲイ
- エフ、レヴェントロウ
- エフエ、デ、レオン、イー、カステイヨ
- デルカッセ
- ジー、トルニエツリ
- ア、ド、ステユエルス
- デー、ド、ソーザ、ローザ

ヲ以テ加入通告ヲ爲シタルカ右加入通告書ハ大正十四年十月二十一日佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託セラレタル旨今般在巴里松田國際聯盟帝國事務局長ヨリ報告アリタリ

醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買
禁止ニ關スル國際條約ニ對シ批
准書寄託ヲ了シ又ハ加入シタル

國名 (大正十四年十二月二十一日)
(外務省告示第九十八號)

千九百十年五月四日ノ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約ニ對シ批准書寄託ヲ了シ又ハ加入シタル國地名及其ノ年月日左ノ通
一批准書寄託ヲ了シタル國名及批准書寄託年月日
獨逸國 千九百十二年八月八日
奧地利洪牙利國

- 同 日
 - 西班牙國 同 日
 - 佛蘭西國 同 日
 - 英吉利國 同 日
 - 和蘭國 同 日
 - 露西亞國 同 日
 - 「ポルトガル」國 同 日
- 千九百十三年九月九日

- 白耳義國 千九百十四年七月三十日
- 二加入國地名及加入年月日
- 蘭領東印度 千九百十三年三月五日
- 「カナダ」 千九百十三年四月二十五日
- 「ニューファウンドランド」 千九百十三年十月一日
- 「ニュー、ジーランド」 同日
- 「ウルグアイ」國 千九百二十年六月三十日
- 「ポーランド」國 千九百二十一年一月十二日
- 「チエッコスロヴァキア」國 千九百二十一年六月八日
- 「ブルガリア」國 千九百二十一年六月十五日
- 「ダンチツヒ」 千九百二十一年七月二日
- 「モナコ」國 同日
- 「スリナム」及「キュラサオ」 千九百二十一年十一月十四日
- 諾威國 千九百二十一年十二月十六日
- 暹羅國 千九百二十一年十二月二十八日
- 「モロッコ」 千九百二十二年一月一日

外第一四號

「テュニス」 同日
佛領殖民地 同日
印度 千九百二十二年三月二十七日
(最終議定書(ロ)項ニ規定セラレタル年齢ノ制限ニ代フルニ十六歳又ハ後ニ定メラルヘキ右以上ノ年齢ヲ以テスルノ權利ヲ留保ス)

- 英領殖民地
- 「バハマ」 千九百二十一年十一月四日
- 「セイロン」 同日
- 「サイブラス」 同日
- 「ファイジー」諸島 同日
- 「ジブラルタル」 同日
- 香港 同日
- 「ジャマイカ」 同日
- 「ケンヤ」 同日
- 「モルタ」 同日
- 「ニヤツサランド」 同日
- 南「ロデシア」 同日

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

八百八十三ノ三

海峽殖民地 同日
「トリニダード」 同日
「フォークランド」諸島 千九百二十四年五月八日
(昭和四年三月二十五日)
(外務省告示第二十五號)
「ルクセンブルグ」國ハ昭和三年四月十日附ヲ以テ明治四十三年五月四日巴里ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ加入シタリ(昭和三年六月二十一日附佛蘭西國外務省發在佛大使館宛通牒)

(昭和五年七月十八日)
(外務省告示第四十八號)
明治四十三年五月四日「バリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「エストニア」國ノ加入ハ昭和五年四月七日佛蘭西國政府ニ通告セラレタリ(昭和五年七月九日附在本邦佛蘭西國大使通牒)
(昭和六年七月二十五日)
(外務省告示第六十四號)
明治四十三年五月四日「バリ」ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約及最終議定書」ニ對スル丁抹國ノ批准書ハ昭和六年六月三日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ(昭和六年六月

二十六日附在佛蘭西國栗山臨時代理大使報告)

(昭和七年十月一日)
外務省告示第八十一號

明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」及明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル「エジプト」國ノ加入書ハ昭和七年十月十一日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ(昭和七年十二月二十日附在佛栗山臨時代理大使報告)

(昭和八年一月二十四日)
外務省告示第三號

【沿革】 昭和八年四月告示第三五號改正

明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル「エジプト」國ノ加入書ハ昭和七年十月十一日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ(昭和七年十二月二十日附在佛栗山臨時代理大使報告)

(昭和九年八月二十日)
外務省告示第八十三號

明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル「アイルランド」自由國ノ加入通告書ハ昭和九年六月八日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ(昭和九年八月八日附本邦駐劄佛蘭西國特命全權大使通牒)

(昭和十年五月三日)
外務省告示第二十二號

(昭和十四年九月二十三日)
外務省告示第五十九號

英國政府ハ明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」及明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對シ夫々前記協定及條約ノ規定ニ基キ海外領土トシテ適用スル旨昭和十四年四月四日附テ佛蘭西國政府ニ通告セリ

尙英國政府ハ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約ヲ「ベルマ」ニ適用スルニ當リ左ノ如キ趣旨ノ留保ヲ爲セリ
「ベルマ」ハ本條約ノ最終議定書(四)項ニ規定セラレタル制限年齡ニ代フルニ其ノ裁量ニ依リ十六歳又ハ將來決定セララルコトアルベキ夫以上ノ年齡ヲ以テスルノ權利ヲ留保ス
(昭和十四年七月三十一日附在佛蘭西國宮崎臨時代理大使報告)

●佛蘭西國政府力婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ對スル加入ノ件ハ同國保護國及委任統治下ニ在ル地域ニ適用ナキ旨通知ノ件 (大正十五年七月二十九日)
(外務省告示第四十六號)

佛蘭西國政府力九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關

「トルコ」國ハ明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル同國ノ加入ヲ昭和九年十二月十七日佛蘭西國政府ニ通告シ加入書ハ同年十二月十九日佛蘭西國外務省ニ寄託セラレタリ

前記條約第八條ニ依リ「トルコ」國ハ當然明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ加入セリ(昭和十年四月二十日附本邦駐劄佛蘭西國特命全權大使通牒)

(昭和十二年四月八日)
外務省告示第三十一號

「コロンビア」國政府ハ明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル同國ノ加入書ヲ昭和十二年二月十六日佛蘭西國政府ニ寄託セリ

尙前記條約第八條ニ依リ「コロンビア」國ハ當然明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ加入セリ(昭和十二年三月二日附在佛蘭西國三谷臨時代理大使報告)

(昭和十二年五月十七日)
外務省告示第四十三號

「グレート、ブリテン」及「北アイルランド」聯合王國政府ハ昭和十二年二月十四日「パプア」島及「ノーフォーク」島ノ爲ニ明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ加入セリ(昭和十二年四月二十二日附本邦駐劄佛蘭西國特命全權大使通牒)

スル國際條約ニ對スル同國ノ加入ノ批准書ヲ國際聯盟事務局ニ寄託シタル次第ハ本年五月十八日外務省告示第三十四號ヲ以テ告示シタル處右批准書ニ依リ前記加入ハ該條約第十四條ニ規定セラルル留保即チ佛蘭西國ノ加入ハ同國ノ殖民地、同國ノ保護權ノ下ニアル國及同國ノ委任統治下ニアル地域ニ適用ナキ旨ノ留保ノ下ニ爲サレタルモノナル趣旨國際聯盟事務局總長ヨリ通知アリタリ

●醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買
取締ニ關スル國際協定ニ對シ批
准書寄託ヲ了シ又ハ加入シタル
國名 (大正十四年十二月二十一日)
外務省告示第百號

千九百四年五月十八日ノ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國
際協定ニ對シ批准書寄託ヲ了シ又ハ加入シタル國地名及其ノ年月日左ノ

外第一一號 (九八)

通

一批准書寄託ヲ了シタル國名及批准書寄託年月日

英吉利國 千九百五年一月十八日
獨逸國 同日
丁抹國 同日
西班牙國 同日
佛蘭西國 同日
伊太利國 同日
露西亞國 同日
瑞典國及諾威國 同日
瑞西國 同日
白耳義國 千九百五年七月三日
「ポルトガル」國 千九百五年五月十二日
和蘭國 千九百七年七月十四日
二加入國地名及加入年月日
奧地利洪牙利國 千九百五年一月十八日
佛領殖民地 同日
「ブラジル」國 千九百五年五月十二日
「カナダ」 千九百六年七月三日

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

濠洲聯邦 同日
蘭領東印度 千九百七年一月十四日
獨逸領殖民地 千九百七年五月十四日
「ニュート、ジラント」 千九百七年八月二十四日
亞米利加合衆國 千九百八年六月六日
「ルクセンブルグ」國 千九百十年七月四日
印度 千九百二十年二月八日
「ウルグアイ」國 千九百二十年六月三十日
「チエッコスロヴァキア」國 千九百二十一年六月八日
「ブルガリア」國 千九百二十一年六月十五日
「ダンチツヒ」 千九百二十一年七月二日
「モナコ」國 同日
暹羅國 千九百二十一年十二月二十八日
「モロッコ」 千九百二十二年一月一日
「テュニス」 同日

八百八十五

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

「ポトランド」國

千九百二十二年二月二十八日

英領殖民地

「ジブラルタル」

千九百五年九月二十三日

「ニューファウンドランド」

千九百六年七月三日

「バハマ」同 日

「バルバドス」同 日

「セイロン」同 日

「ゴールド、コースト」同 日

英領「ギアナ」同 日

「マルタ」同 日

北「ミジエリア」同 日

南「ロデシア」同 日

「セネガンビア」同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

千九百十七年十月二十三日

「ケンヤ」千九百二十一年十一月四日

「ニヤッサラント」同 日

海峽殖民地 同 日

「サイプラス」同 日

（尙千九百十年ノ國際條約ノ批准及加入國參照）

（昭和六年七月二十三日）

（外務省告示第六十二號）

明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシム

ル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定」及明治四十三年五月四日「パリ」

ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國

際條約」ニ對スル左記英領地域ノ加入ハ佛蘭西國政府ニ通告セラレタリ

「ガンビア」(殖民地及保護領)

「ウガンダ」保護領

「タンガニカ」委任統治地域

（昭和六年七月九日附在本邦佛蘭西國大使通牒）

（昭和七年一月十一日）

（外務省告示第四號）

明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシム

ル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定」及明治四十三年五月四日「パリ」

ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國

際條約」ニ對スル「リスアニア」國ノ加入ハ昭和六年十月三十日佛蘭西國

政府ニ通告セラレタリ（昭和六年十二月二十八日附本邦駐劄佛蘭西國特

命全權大使通牒）

「トリニダード」

同 日

「ウインドワード」諸島 同 日

「セイシェル」諸島 同 日

中央アフリカ 同 日

「ジャマイカ」 同 日

千九百十七年三月十一日

「シエラ、レオネ」 同 日

同 日

威海衛 同 日

「ソマリランド」 同 日

「セント、ヘレナ」 同 日

香港 同 日

「リワード」諸島 同 日

千九百十七年四月八日

「ウガンダ」 同 日

千九百十七年六月一日

「フィジー」諸島 同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

（昭和七年一月二十一日）

（外務省告示第五號）

明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシム

ル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定」及明治四十三年五月四日「パリ」

ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國

際條約」ニ對スル左記英領地域ノ加入ハ昭和六年十一月八日佛蘭西國政

府ニ通告セラレタリ

「パレスタイン」(「トランスジョルダン」ヲ含ム)

「サラワック」保護國

「ギルバート」及「エリス」諸島

英領「ソモロン」諸島

（昭和七年四月六日）

（外務省告示第三十二號）

明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシム

ル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定」及明治四十三年五月四日「パリ」

ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國

際條約」ニ對スル英領「ザンシバル」保護領ノ加入通告書ハ昭和七年一月

十九日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ（昭和七年三月三十日附本邦駐劄

佛蘭西國特命全權大使通牒）

（昭和八年六月十三日）

（外務省告示第五十八號）

明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシム

ル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定」第八條ニ基ク同條約及明治四十

三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女

賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル「メルシア」國ノ加入ノ通告書ハ昭

和八年四月二十七日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ（昭和八年六月六日附本邦駐劄佛蘭西國特命全權大使通牒）

（昭和十一年十二月十四日）
（外務省告示第百十五號）

「オーストラリア」聯邦政府ハ明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲メ婦女賣買取締ニ關スル國際協定及明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲メ婦女賣買取締ニ關スル國際條約ヲ「ニュー、ギニア」及「ナウル」委任統治地域ニ適用スル旨昭和十一年九月一日附ヲ以テ佛蘭西國政府ニ通告セリ（昭和十一年十二月一日附本邦駐劄佛蘭西國特命全權大使通牒）

● 猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止 ノ爲メノ國際條約、宣言、最終議定書及協定

（昭和十一年五月十六日）
（條約 第三號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ帝國全權委員ガ關係各國全權委員ト共ニ議定シ且宣言ヲ附シテ署名シ更ニ昭和十一年二月十四日附ヲ以テ帝國政府ガ帝國全權委員ノ爲メ右宣言ヲ更正スル爲メ宣言スル所アリタル猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲メ國際條約ヲ右帝國政府ノ宣言ニ依リテ更正セラレタル帝國全權委員ノ宣言ヲ存シテ批准シ茲ニ右帝國政府ノ宣言及最終議定書並ニ猥褻刊行物ノ流布ノ禁止ニ關スル協定ト共ニ之ヲ公布セシム

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲メノ國際條約

（千九百二十三年九月十二日ヨリ千九百二十四年三月三十

一日ニ至ル迄「ジュネーヴ」ニ於テ署名ノ爲メ開キ置カル）
「アルバニア」國、獨逸國、奧地利國、白耳義國、「アラジル」國、英帝國（南「アフリカ」聯邦、「ニュー、ジラランド」、印度及「アイルランド」自由國ト共ニ）、「アルガリア」國、中華民國、「コロンビア」國、「コスタ、リカ」國、「キユバ」國、丁抹國、西班牙國、「フィンランド」國、佛蘭西國、希臘國、「ハイチ」國、「ホンテュラス」國、「ハンガリー」國、伊太利國、大日本帝國、「ラトヴィア」國、「リビア」國、「ルクセンブルグ」國、「モナコ」國、「パナマ」國、和蘭國、「メルシア」國、「ポーランド」國（「ダンチッヒ」ト共ニ）、「ポルトガル」國、「ルーマニア」國、「サルヴアドル」國、「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」王國、暹羅國、瑞西國、「チエッコスロヴァキア」國、「トルコ」國及「ウルグァイ」國ハ

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止手段ヲ成ルベク有效ナラシムルコトヲ均シク希望シ

千九百二十年ニ作成セラレタル條約案ノ審査、各國ニ依リ提出セラレタル意見書ノ審査並ニ條約ノ最終本文ノ完成及署名ノ爲メ國際聯盟ノ主宰ノ下ニ千九百二十三年八月三十一日「ジュネーヴ」ニ召集セラレタル會議ニ參加スベキ旨ノ佛蘭西共和國政府ノ招請ヲ受諾シ

之ガ爲メ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

「アルバニア」國最高會議議長

國際聯盟ニ派遣ノ「アルバニア」國事務局局長「ビー、プリニシュ、テイ」

獨逸國大統領

在「ジュネーヴ」獨逸國領事館事務取扱、公使館參事官「ゴットフリ

ード、アシマン」

奧地利共和國大統領

國際聯盟ニ派遣ノ聯邦政府代表者、辦理公使「エメリッヒ、アフリ、ユーゲル」

白耳義國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲メノ國際會議ニ於ケル代表委員

「モリス、デラエ」

「アラジル」合衆共和國大統領

第四回國際聯盟總會ニ於ケル「アラジル」國首席代表「ドクトル、

アラニオ、ド、メロ、フランコ」

「グレート、ブリテン」及「アイルランド」聯合王國並ニ「グレート、ブリ

テン」海外領土皇帝皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲メノ國際會議ニ於ケル代表委

員、檢事長「サー、アーチボールド、ボドキン」

前記會議ニ於ケル英國代表附技術顧問「エス、ダブリュー、ハリ

ス」

及

南「アフリカ」聯邦

國際聯盟理事會ニ於ケル英帝國代表者「ロード、バームーア」

「ニュー、ジラランド」

聯合王國駐在「ニュー、ジラランド」高級委員「サー、ジエームズ、

アリン」

印度

「サー、プラバシアンカー、デー、パッタニ」

「アイルランド」自由國

第一類 一般共通條約

第八編 雜則

國際聯盟ニ派遣ノ自由國代表者「マイケル、マクホワイ」

「アルガリア」國皇帝陛下

第四回國際聯盟總會ニ於ケル「アルガリア」國首席代表委員、外務

大臣「シー、カルフォップ」

中華民國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲メノ國際會議ニ於ケル代表委

員、佛蘭西共和國駐劄特命全權公使陳錄

「コロンビア」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲メノ國際會議ニ於ケル代表委

員、瑞西聯邦駐劄特命全權公使「フランシスコ、ホセ、ウルテイ

ア」

「コスタ、リカ」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲メノ國際會議ニ於ケル代表委

員、佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「マヌエル、エメ、デ、ペラ

ルタ」

「キユバ」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲メノ國際會議ニ於ケル代表委

員、第四回國際聯盟總會ニ於ケル「キユバ」國首席代表、上院議員

「コスメ、デ、ラ、トリエンテ、イ、ペラサ」

丁抹國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲メノ國際會議ニ於ケル代表委

員、國際聯盟ニ派遣ノ丁抹國代表者、瑞西聯邦駐劄特命全權公使

「アー、オルデンブルグ」

西班牙國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、瑞西聯邦駐劄特命全權公使「エー、デ、パラシオス」

「フィンランド」共和國大統領

在「パリ」「フィンランド」國公使館書記官「ウルホ、トイヴォラ」

佛蘭西共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議議長、下院議員「カストン、テシアン」

前記會議ニ於ケル補助委員、内務省名譽局長「ジ、アンヌカ」

希臘國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、前外務大臣「エヌ、ポリティス」

前記會議ニ於ケル補助委員、前司法省刑事局長「デー、イー、カストルキス」

「ハイティ」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「ボナミ」

「ホンデユラス」共和國大統領

第四回國際聯盟總會ニ於ケル代表委員、在「パリ」代理公使「カス、グティエレス」

「ハンガリー」國攝政殿下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員

員、國際聯盟ニ派遣ノ「ハンガリー」王國事務局長「ゾルタン、バラニアイ」

伊太利國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、下院議員「ステファノ、カヴァツォニ」

大日本帝國天皇陛下

在「パリ」國際聯盟帝國事務局次長杉村陽太郎

「ラトヴィア」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、外務省國際聯盟課長「ユリイ、フェルドマン」

「リヌニア」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、外務省局長「イー、オニス」

「ルクセンブルグ」國大公殿下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、「ジュネーヴ」駐在大公國領事「シアル、ヴェルメール」

「モナコ」國公殿下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、「ジュネーヴ」駐在公國副領事「ロドルフ、エレス・ブリヴァ」

「パナマ」共和國大統領

第四回國際聯盟總會ニ於ケル代表委員、在「パリ」代理公使「エル、アー、アマドール」

和蘭國皇帝陛下

員、瑞西聯邦駐劄特命全權公使「ドクトル、ミルティン、ヨヴァノヴィチ」

暹羅國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、「ダムラス、ダムロン」殿下

瑞西聯邦政府

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、列邦議會議員「エルネスト、ベカシ」

「チエッコスロヴァキア」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、瑞西聯邦駐劄特命全權公使「ドクトル、ロベルト、フリーデル」

「トルコ」共和國大統領

在「ベルメ」代理公使「ルシディ、ペー」

「ウルグアイ」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、西班牙國駐劄特命全權公使「ベンシミアン、フェルナンデス、イ、メデイナ」

右各全權委員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認め且本會議ノ最終議定書及千九百十年五月四日ノ協定ヲ了承シタル後

左ノ諸規定ヲ協定セリ

第一條

締約國ハ左ノ犯行ノ何レカラ爲シタル者ヲ發見シ、訴追シ及處罰スル爲

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、和蘭白人奴隸賣買禁止協會會長「アー、ド、グラーフ」

「ベルシア」國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、國際聯盟ニ派遣ノ帝國政府代表者「ミルザ、リザ、カーン、アルファ・エド・ドヴレー」殿下

「ポーランド」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、勞働監察長官「エフ、ソカル」

「ダンチッヒ」自由市

瑞西聯邦駐劄特命全權公使「ヨット、モツエレフスキー」

「ホルトガル」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、全權公使「ドクトル、アウグスト、セ、ダルメイダ、ヴァスコ」

「ルーマニア」國皇帝陛下

瑞西聯邦駐劄特命全權公使「ネー、ペー、コムネシ」

「サルヴァドル」共和國大統領

第四回國際聯盟總會ニ於ケル代表委員、佛蘭西共和國及伊太利國駐劄特命全權公使「ホータ、ヘー、グエレロ」

「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員

一切ノ手段ヲ執ルコトニ同意シ從テ左ノ如ク約ス
左記ハ處罰セラルベキ犯行タルベシ

(一) 營業ノ爲若ハ營業トシテ又ハ頒布若ハ一般ノ展覽ノ爲猥褻ナル文
書、素描、版畫、繪畫、印刷物、圖書、「ポストター」、徽章、寫眞、活
動寫眞用「フィルム」又ハ他ノ猥褻ナル物件ヲ作製シ又ハ所持スルコ
ト

(二) 前記目的ノ爲前記ノ猥褻ナル物件ノ何レカヲ輸入シ、輸送シ若ハ輸
出シ又ハ輸入セシメ、輸送セシメ若ハ輸出セシメ又ハ如何ナル方法ニ
依ルヲ問ハズ之ヲ流布スルコト

(三) 前記ノ猥褻ナル物件ノ何レカニ關スル公然ノ又ハ秘密ノ業務ヲ行ヒ
若ハ之ニ參加シ、右物件ヲ如何ナル方法ニ依ルヲ問ハズ販賣シ、之ヲ
頒布シ、之ヲ一般ニ展覽シ又ハ之ガ貸與ヲ業務トスルコト

(四) 前記ノ處罰セラルベキ行爲ノ何レカニ從事スル者アルコトヲ前記ノ
處罰セラルベキ流布若ハ取引ヲ幫助スルノ目的ヲ以テ方法ノ如何ヲ問
ハズ廣告シ若ハ了知セシメ又ハ直接タルト間接タルトヲ問ハズ前記ノ
猥褻ナル物件ガ如何ナル方法ニ依リ若ハ何レノ者ヨリ取得セラレ得ル
カヲ廣告シ若ハ了知セシムルコト

第二條

第一條ニ掲ゲラルル犯行ヲ爲シタル者ハ該犯行ガ又ハ其ノ構成要素ノ何
レカガ爲サレタル地域ノ屬スル締約國ノ裁判所ノ管轄ニ屬スベシ犯行ノ
構成要素ガ該犯行ヲ爲シタル者ノ屬スル締約國ノ領域外ニ於テ爲サレタ
ル場合ト雖モ右ノ者ガ右締約國ノ領域内ニ於テ發見セララルトキハ該國
ノ法令ガ許ストキハ右ノ者ハ又該國ノ裁判所ノ管轄ニ屬スベシ

ヲ要スルコトナカルベシ
本條ハ締約國ガ其ノ法令ニ反スル舉證ノ形式又ハ方法ヲ其ノ裁判所ニ於
テ採用スルコトヲ約スルモノト解セラレザルベシ

第四條

締約國ニシテ其ノ法令ガ本條約ヲ實施スルニ現ニ充分ナラザルモノハ右
目的ニ必要ナル措置ヲ執リ又ハ之ヲ其ノ各自ノ立法機關ニ提案スルコト
ヲ約ス

第五條

締約國ニシテ其ノ法令ガ現ニ充分ナラザルモノハ第一條ニ掲ゲラルル猥
褻ナル物件又ハ其ノ何レカガ同條ニ明記セララルル目的ノ何レカノ爲ニ又
ハ其ノ規定ニ反シテ作製セラレ又ハ藏セラルト信ズベキ理由アル場所ノ
搜索ニ付並ニ右物件ノ差押、沒收及破毀ニ付規定ヲ設クルコトヲ約ス

第六條

締約國ハ一締約國ノ領域内ニ於テ第一條ノ規定ノ違反アル場合ニ同條ノ
該違反ニ關係アル物件ガ他ノ何レカノ締約國ノ領域内ニ於テ作製セラレ
又ハ之ヨリ輸入セラレタリト認メララルル場合ニ於テハ千九百十年五月四
日ノ協定ニ從ヒ指定セララルル右一締約國ノ官憲ガ右物件ガ來リ又ハ作製
セラレタリト信ゼラルル右他ノ締約國ノ對當官憲ヲシテ適當ト認メラル
ベキ措置ヲ執ルコトヲ得シムル爲之ニ充分ナル情報ヲ直ニ供給スベキコ
トヲ約ス

第七條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ正文トシ本日ノ日附ヲ有スベ
ク且會議ニ代表者ヲ出セル國、國際聯盟ノ聯盟國及署名ノ爲國際聯盟理

尤モ各締約國ハ其ノ法令ニ定メララルル規則ニ從ヒ一事不再理ノ原則ヲ適
用スルノ權利ヲ有スベシ

第三條

本條約ニ掲ゲラルル犯行ニ關スル司法事務囑託ノ送達ハ左ノ方法ノ何レ
カニ依リ行ハルベシ

(一) 司法官憲間ノ直接通信

(二) 被請求國ニ於ケル請求國ノ外交官又ハ領事官ノ仲介 右外交官又ハ
領事官ハ當該司法官憲ニ又ハ被請求國ノ政府ノ指定スル官憲ニ直接ニ
司法事務囑託書ヲ送付スベク且司法事務囑託ノ施行ヲ示ス書類ヲ右官
憲ヨリ直接ニ受領スベシ

前記何レノ場合ニ於テモ司法事務囑託書ノ謄本ハ常ニ被請求國ノ最高
官憲ニ送付セラルベシ

(三) 外交手續

各締約國ハ他ノ各締約國ノ司法事務囑託ニ付自國ノ承認スル前記ノ送達
方法ヲ右締約國ニ通告スベシ

本條(一)及(二)ノ方法ニ依リ送達ニ關聯シ生ズルコトアルベキ一切ノ紛議ハ
外交手續ニ依リ處理セラルベシ

別段ノ協定ナキ限り司法事務囑託書ハ被請求官憲ノ國語又ハ關係兩國ニ
依リ協定セラレタル國語ヲ以テ作成セララルルカ又ハ右兩國語ノ一ヲ以テ
セル翻譯文ニシテ請求國ノ外交官若ハ領事官ニ依リ認證セララルモノ
若ハ被請求國ノ翻譯者ニ依リ宣誓ノ上認證セララルモノヲ添附セララル
ベシ

司法事務囑託ノ施行ニ付テハ性質ノ如何ヲ問ハズ手数料又ハ費用ノ支拂

事會ヨリ條約ノ謄本ヲ送付セラレタル國ノ署名ノ爲千九百二十四年三月
三十一日迄開キ置カルベシ

第八條

本條約ハ批准ヲ要ス批准書ハ國際聯盟事務總長ニ寄託セララルベク事務總
長ハ之ガ受領ヲ本條約ノ署名國タル聯盟國及他ノ署名國ニ通告スベシ
國際聯盟事務總長ハ本條約ニ關スル寄託セラレタル各批准書ノ認證謄本
ヲ佛蘭西共和國政府ニ直ニ送付スベシ

事務總長ハ國際聯盟規約第十八條ノ規定ニ從ヒ本條約ヲ其ノ實施ノ日ニ
於テ登錄スベシ

第九條

千九百二十四年三月三十一日以後ニ於テハ會議ニ代表者ヲ出セル國ニシテ
本條約ニ署名セザリシモノ、國際聯盟ノ聯盟國又ハ加入ノ爲國際聯盟理
事會ヨリ條約ノ謄本ヲ送付セラレタル國ハ何レモ本條約ニ加入スルコト
ヲ得

第十條

加入ハ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託セララルル爲國際聯盟事務總長ニ送付
セララルル文書ニ依リ爲サルベシ事務總長ハ該寄託ヲ本條約ノ署名國タル
國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及他ノ署名國ニ直ニ通告スベシ

本條約ヲ批准シ又ハ之ニ加入シタルトキハ當然ニ且特別ノ通告ナクシテ
千九百十年五月四日ノ協定ニ共ニ且全部加入シタルコトト爲ルベク同協
定ハ批准シ又ハ加入スル聯盟國又ハ國ノ全領域ニ互リ本條約ト同日ヲ以
テ實施セララルベシ

尤モ右千九百十年五月四日ノ協定ノ第四條ハ前項ノ規定ニ依リ無効ト爲

ルコトナカルベク何レカノ國ガ右協定ニノミ加入セント欲スル場合ニハ引續キ適用セラルベシ

第十一條

本條約ハ國際聯盟事務總長ニ二通ノ批准書ガ寄託セラレタル後三十日ヨリ實施セラルベシ

第十二條

本條約ハ國際聯盟事務總長ニ宛テタル文書ヲ以テ廢棄セラレルコトヲ得廢棄ハ事務總長ガ廢棄書ヲ受領シタル日ノ後一年ニシテ其ノ效力ヲ生ズベク且廢棄ヲ爲ス國際聯盟ノ聯盟國又ハ國ニ關シテノミ效力ヲ生ズベシ國際聯盟事務總長ハ本條約ノ署名國又ハ加入國タル國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及他ノ署名國又ハ加入國ニ右廢棄書ノ受領ヲ通告スベシ本條約ノ廢棄ハ其ノ通告書中ニ明記セラルルニ非ザレバ千九百二十年五月四日ノ協定ノ廢棄ヲ當然ニ伴フコトナカルベシ

第十三條

本條約ニ署名シ又ハ加入スル國際聯盟ノ聯盟國又ハ國ハ其ノ署名又ハ加入ガ其ノ殖民地、海外屬地、保護領又ハ其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル地域ノ何レカ又ハ全部ヲ包含セザルコトヲ宣言シ得ベク且右宣言ニ於テ除外セラレタル右殖民地、海外屬地、保護領又ハ地域ノ何レカノ爲ニ後日各別ニ加入ヲ爲スコトヲ得

第十四條

廢棄モ亦右殖民地、海外屬地、保護領又ハ右主權若ハ權力ノ下ニ在ル地域ノ何レニ關シテモ各別ニ之ヲ爲スコトヲ得ベク且第十二條ノ規定ハ右廢棄ニ適用セラルベシ

國際聯盟事務總長ハ本條約ニ署名シ、之ヲ批准シ、之ニ加入シ又ハ之ヲ廢棄シタル當事國ヲ示ス特別ノ記録ヲ保存スベシ右記録ハ本條約ニ署名シ又ハ之ニ加入シタル國際聯盟ノ一切ノ聯盟國又ハ他ノ國ヲシテ何時ニテモ之ヲ閱覽スルコトヲ得シムベシ右記録ハ成ルベク屢公表セラルベシ

第十五條

本條約ノ解釋又ハ適用ニ關スル締約國間ノ紛争ハ該紛争ガ直接ノ交渉ニ依リ解決セラレ得ザルトキハ決定ノ爲常設國際司法裁判所ニ付託セラレベシ右紛争ノ當事國ノ一方又ハ雙方ガ常設國際司法裁判所ノ署名議定書ノ當事國タラザル場合ニ於テハ紛争ハ當事國ノ選擇ニ依リ常設國際司法裁判所又ハ仲裁裁判ニ付託セララルベシ

第十六條

本條約ノ署名國又ハ加入國ノ五國ニ依リ本條約ノ改正ノ要求アルトキハ國際聯盟理事會ハ右目的ノ爲會議ヲ召集スベシ何レノ場合ニ於テモ理事會ハ會議召集ノ望マシキヤ否ヤヲ毎五年ノ期間ノ終ニ於テ審議スベシ右證據トシテ前記全權委員ハ本條約ニ署名セリ

「アルバニア」國
獨逸國

ビー、プリニシユテイ
ゴットフリード、アシユマン

外第一三號

奧地利國

(批准ノ留保ノ下ニ)
政府ノ承認ヲ條件トス、エー、プフリユーグ

白耳義國

モリス、デユラエル

「アラジル」國

アフラニオ、ド、メロ、フランコ

英帝國

予ハ予ノ署名ガ殖民地、海外屬地、保護領又ハ英國皇帝陛下ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル地域ノ何レヲモ包含セザルコトヲ宣言ス

南「アフリカ」聯邦
「ニュー、ジラランド」

パームニア(註)
シエー、アリン

印度

予ノ署名ハ西部「サモア」ノ委任統治地域ヲ包含ス、シエー、エー

「アイルランド」自由國

アラバシアンカー、デイー、バツタニ

「アルガリア」國

マイケル、マクホワイト

中華民國

陳錄

「コロンビア」國

議會ノ後日ノ承認ノ留保ノ下ニ
フランシスコ、ホセ、ウルテイア

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

八百九十五

「キューバ」國

丁抹國

コスメ、デ、ラ、トリエンテ

猥褻刊行物ニ關スル國際會議ニ依リ作成セラレタル條約ニ署名スルニ當リ丁抹國政府ノ代表委員タル下名予ハ第四條(第一條參照)ニ關シ次ノ如ク宣言ス即チ第一條ニ掲

ケラルル行爲ハ猥褻文書ヲ發行シ又ハ猥褻圖書ヲ販賣シ、頒布シ、其ノ他ノ方法ニ依リ遍布シ若ハ一般ニ展示スル者ヲ處罰スル

丁抹國刑法第八十四條ニ規定セララルモ

ノノ外丁抹國法律ノ規定ニ依リ處罰セラレザルモノトス尙出版ニ關スル丁抹國法令ガ

出版犯罪ニ付訴追セラレ得ベキ者ニ關スル特別ノ規定ヲ包含スルコトニ注意セントス

右ノ規定ハ第八十四條ニ掲ケラルル行爲ガ出版犯罪ト認メラレ得ベキモノナル限り

右行爲ニ適用セラルベシ右ノ諸點ニ關スル

丁抹國法令ノ適用ハ恐ラク近ク爲サルベキ

丁抹國刑法ノ改正ニ俟ツベキモノトス

アー、オー

アー、オルデンブルグ
エミリオ、デ、バラシオス

ウルホ、トイヴオラ
ガストン、デシアン、ジ、アンヌカン

西班牙國
「フィンランド」國
佛蘭西國

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

希臘國

「ハイティ」國

「ホンデユラス」國

「ハンガリー」國

伊太利國

大日本帝國

エヌ、ポリテイス、テイ、イー、カストルキ

ス

エム、ボナミ

政府ノ承認ヲ條件トス、カルロス、グティ

エレス

ドクトル、ヅルタン、バラニアイ

カヴァツオニ、ステファノ

杉村陽太郎

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際

條約ニ署名スルニ當リ下名予ハ予ノ署名ガ

臺灣、朝鮮、關東租借地、樺太及日本國ノ

委任統治ノ下ニ在ル地域ニ對シ拘束力ヲ有

セザルコト並ニ本條約第十五條ノ規定ガ日

本國司法官憲ニ依リ日本國ノ法令ヲ適用シ

テ爲サレタル行動ニ影響ヲ及ボスモノニ非

ザルコトヲ宣言ス

ヨット、フェルドマン

アイ、ヨニナス

セ、シエ、ヴェルメール

エル、エレス、プリヴァ

エル、アー、アマドール

アー、ド、グラーフ

プリンス、アルファ・エド、ドヴレー（政府

八百九十六

ノ承認ヲ條件トス

エフ、ソカル

ヨット、モヅエレフスキ

アウグスト、デ、ヴァスコネロス

ネー、バー、コムネン

ホータ、グスタヴオ、グエレロ

エム、ヨヴァノウイチ

暹羅國政府ハ暹羅國在留外國人ニ對スル暹

羅國法令ノ適用ニ關シ行ハルル原則ニ從ヒ

右外國人ニ對シ本條約ノ規定ヲ實施スルノ

完全ナル權利ヲ留保ス

ダムラス

エー、ベガン

ドクトル、ロベルト、フリーデル

ルシナイ

バー、フェルナンデス、イ、メデイナ

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

希臘國

「ハイティ」國

「ホンデユラス」國

「ハンガリー」國

伊太利國

大日本帝國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

外第一三號

昭和十一年二月十四日

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル大日本帝國天皇(御名)此ノ書ヲ見

ル有衆ニ宣示ス

朕大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ帝國全權委員ガ關係各國全

權委員ト共ニ議定シ且宣言ヲ附シテ署名シ更ニ昭和十一年二月十四日附

ヲ以テ帝國政府ガ帝國全權委員ノ爲シタル右宣言ヲ更正スル爲宣言スル

所アリタル猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約ヲ閱覽點檢シ

右帝國政府ノ宣言ニ依リテ更正セラレタル帝國全權委員ノ宣言ヲ存シテ

之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百九十六年昭和十一年二月二十四日東京宮城ニ

於テ親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣 廣田 弘毅

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議

最終議定書

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ハ佛蘭西共和國政府ノ招

請ニ依リ國際聯盟ノ主宰ノ下ニ千九百二十三年八月三十一日「ジュネー

ヴ」ニ會合セリ

會議ハ第三回國際聯盟總會ニ依リ千九百二十二年九月二十八日採擇セラ

レタル左ノ決議ニ從ヒ開催セラレタリ

「總會ハ左ノ如ク決定ス

(一) 聯盟國及猥褻刊行物ノ禁止ノ爲ノ國際運動ノ參加國タル他ノ諸國

ヲ該目的ニ必要ナルコトアルベキ一切ノ措置ニ付援助スルノ權限ヲ

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

八百九十七

大日本帝國政府ハ千九百二十三年九月十二日猥褻刊行物ノ流布及取引ノ

禁止ノ爲ノ國際條約ニ署名スルニ當リ帝國全權委員ノ爲シタル宣言中同

條約第十三條ニ基キテ爲サレタル留保ヲ撤廢スルコトヲ宣言ス

瑞西國

「チエッコスロヴァキア」

「トルコ」國

「ウルグアイ」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

「リスニア」國

「ルクセンブルグ」國

「モナコ」國

「バナマ」國

和蘭國

「ベルシア」國

「ラトヴィア」國

外第一三號

聯盟事務局ニ與フルコトヲ聯盟規約第二十四條ニ從ヒ聯盟理事會ニ

請求スルコト

(一) 千九百十年ノ國際協定ニ關シ一切ノ國ノ注意ヲ喚起スルコトヲ理

事會ニ請求スルコト 右協定ニ署名シ又ハ加入シタル國ハ右協定ノ

規定ヲ完全ニ實施スルコトヲ要求セラルベク又未ダ右協定ノ參加國

タラザル國ハ速ニ之ニ加入スルコトヲ勸告セラルベシ

(二) 千九百十年ノ條約案ヲ質問書ト共ニ各國ニ送付シ該條約案ニ對ス

ル其ノ意見ヲ國際聯盟事務局ニ提出スベキコトヲ要請スルコトヲ理

事會ニ請求スルコト 聯盟事務局ハ受領シタル回答ヲ整理シ且之ヲ

一括シテ佛蘭西國政府ニ提出スルコト共ニ千九百十年右政府ニ依リ發

意セラレタルニ鑑ミ第四回總會ノ時期頃ニ「ジュネーヴ」ニ於テ開催

セラレ且新條約ノ本文ヲ作成シテ該條約ニ署名スルノ權限ヲ有スル

全權委員ヨリ成ルベキ聯盟主宰ノ新會議ヲ召集スルコトヲ理事會ニ

代リ右政府ニ要請スベシ

全權代表委員、補助委員、技術顧問又ハ專門委員ノ名及全權委員ニ依リ

代表セララルル國ノ名ハ本最終議定書ノ末尾ノ附屬書中ニ之ヲ掲グ

佛蘭西國代表委員「ガストン、デシヤン」ハ喝采ヲ以テ會議ノ議長ニ選舉

セラレタリ

印度代表委員「サー、プラバシアンカー、パッタニ」ハ副議長ニ選舉セラ

レタリ

千九百十年「パリ」ニ開催セラレタル國際會議ニ依リ確定セラレタル條約

案ハ質問書ト共ニ前記國際聯盟總會ノ決議ニ從ヒ千九百二十二年十一月

一日一切ノ國ニ送付セラレタリ右質問書ニ對スル回答モ亦國際聯盟事務

八百九十七

局ニ依リ一切ノ國ニ轉送セラレ且會議ニ提出セラレタリ

會議ハ其ノ審查ノ開始ニ當リ其ノ討議ノ基礎トシテ千九百十年ノ條約案ヲ採用スルコトニ決定シ該案及質問書ニ對スル回答並ニ千九百十年以來國際事態上ニ起レル變化ヲモ充分審查シタル後新條約ヲ起草セラレベシトノ結論ニ全會一致ヲ以テ到達シタリ該條約ハ千九百二十三年九月十二日ノ日附ヲ有シ且本最終議定書之ニ附隨ス

會議ハ左ノ陳述、表示及希望ヲ本議定書中ニ挿入スルコトニ決定セリ
一 會議ハ先ヅ佛蘭西共和國政府ニ對シ敬意ヲ表シ且猥褻刊行物ノ流布及取引ノ防壓方法ヲ審查スル爲メ千九百十年ニ於テ國際會議ヲ召集スルコトヲ同政府ガ發意シタルニ對シ同政府ニ謝意ヲ表セント欲ス會議ハ同政府ノ慶賀スベキ發意ノ價值及其ノ重要ナルコトヲ大ニ認ム該發意ナカリセバ本問題ハ其ノ現在ノ發展程度ニ達スルヲ得ザリシナルベク又該發意ハ之ナキ場合ニ於ケルヨリモ遙ニ容易ニ甚ダ多數ノ國ノ間ニ協定ヲ達成セシメタリ

二 一切ノ國ニ容認セラレ得ベキ「猥褻」ナル語ノ定義ヲ條約中ニ挿入シ得ルヤ否ヤニ關スル問題ノ慎重ナル審查ノ後會議ハ否定的結論ニ到達シ各國ガ其ノ適當ト認ムル意義ヲ右ノ語ニ付スルコトヲ許サルヲ要スルコトヲ千九百十年ノ會議ト同様ニ承認セリ

三 會議ハ條約第二條第二項中ニ掲ゲラルル一事不再理ナル法律上ノ原則ハ例外的場合ヲ除クノ外自己ガ一締約國ニ於テ最終的ニ判決セラレタルコト及有罪判決アリタル場合ニハ自己ガ其ノ刑ニ服シタルコト又ハ時効ニ依リ其ノ刑ヲ免レタルコト又ハ恩赦ヲ受ケタルコトヲ證明スベキ者ガ他ノ締約國ニ於テ同一犯行ニ對シ訴追セラレザルベキコト

議スルコトヲ事情ガ許ス日ノ來ラシコトヲ望ム旨ノ希望ガ表明セラレタリ但シ「グレート、ブリテン」國及「オーストラリア」ノ代表委員ハ國際協定ニ對スル希望ニハ加ハラザリキ

右ノ如キ宣傳ガ其レ自體ニ於テ猥褻ナリト認メラレ得ル限り第一條ノ用語ハ充分適當ナル旨或代表委員ニ依リ指摘セラレタリ

六 佛蘭西國代表ハ佛蘭西國法令ガ印刷物ト書籍（書籍ハ普通ノ印刷物以外ノ種類中ニ置カレ且良俗ニ反スル犯行ニ關スル法令以外ノ法令ニ依リ規律セラレ）トノ間ニ區別ヲ設クルコトヲ指摘セリ右代表ハ之ガ爲條約第一條ニ掲ゲラルル印刷物ニ關シテ留保ヲ爲スノ餘儀ナキニ至レリ

右代表ハ又右代表ガ第一條第三號ニ掲ゲラルル行爲中ヨリ交換及貸借ノ如ク私人ノ間ニ行ハルモノヲ除外スルコトヲ要スベキ旨ヲ陳ベタリ

白耳義國代表委員ハ出版物ニ依リテ爲サルル犯行ニ關スル憲法ノ規定ニ依リ、著作ガ判明シ且白耳義國內ニ居住スル場合ニ於テハ發行者、印刷者又ハ頒布者ハ何レモ訴追セラレルコトヲ得ザル旨ヲ指摘セリ

瑞典國及丁抹國ノ代表委員ハ書籍販賣ニ關スル自國ノ現行法令ヲ引用シテ同代表委員モ亦第一條ニ於テ使用セラレル「印刷物」ナル語ニ關シテ留保ヲ爲スコトヲ要スベキ旨ヲ指摘セリ

七 必要アル場合ニハ締約國ノ法令ハ猥褻ナル書籍ガ條約第一條ニ掲ゲラルル印刷物トシテ取扱ハルル様又本條約ニ掲ゲラレ且之ニ依リ處罰セラレル一切ノ犯行ガ書籍以外ノ一切ノ印刷物ト同様猥褻ナル書籍ニ付テモ成立スル様變更セラレベシトノ旨ノ希望表明セラレタリ

ヲ意味スト解セラレベキコトヲ指摘スルヲ可ナリト認メタリ

四 會議ハ猥褻ナル物件ノ提供、引渡、販賣又ハ頒布ノ犯行ガ未成年者ニ對シ行ハレタル場合ニ於テ重シト認メラルルヲ要ストノ意見ヲ一般ニ有シタリ然レドモ條約ガ右ニ關スル規定ヲ包含スルノ必要アリトハ認メラレザリキ

會議ハ各國ノ法令ガ猥褻ナル物件ノ提供、引渡、販賣又ハ頒布ガ年少者ニ對シ行ハルル場合ニ於テ刑ノ加重ヲ定ムベシトノ希望ヲ表明ス正確ナル年齡ニシテ之ニ達セザル年少者ノ保護セラレベキモノヲ決定スルコトハ各國法令ノ事項ナリ

五 會議ニ出席シタル代表委員ノ多數ハ墮胎ノ懲罰及避妊ノ宣傳ニ關シ佛蘭西國政府ニ依リ提案セラレタル規定ヲ條約中ニ挿入スルコトガ可能ナルベシトハ思惟セザリキ右意見ニ贊成シテ主張セラレタル議論ハ、會議ノ目的ニ充分密接ナル關係アリトハ認メラレザル斯ク微妙ナル性質ノ問題ニ關スル訓令ナキヲ以テ各代表ガ意見ヲ定ムルノ權限ヲ有セザルノ事實及右ノ外問題ノ審查ガ該問題ノ複雜ナルコトト該問題ガ生ゼシムルコトアルベキ意見ノ相違トニ依リ時間ノ餘裕ナキ甚ダ長キ討論ニ陥ルベキノ事實ニ立脚セリ

尤モ一切ノ代表ハ右問題ノ甚ダ重要ナルコト及右問題ノ社會的及道德的見地ヨリ重大ナルコトヲ認ムル旨ヲ聲明セリ千九百十年ノ會議ヲシテ「會議ニ代表者ヲ出セル一切ノ國ノ代表委員ハ右思ムベキ宣傳ガ生命ノ眞根源ヲ涸竭セシムルコトニ依リ一切ノ國民ヲ脅威スルノ危險ニ付注意ヲ喚起スルコトニ全會一致ヲ以テ同意セリ」トノ宣言ヲ爲スニ至ラシメタル社會的脅威ニ對シ一切ノ國ヲ保護スル爲メ國際協定ヲ審

八 會議ハ今後得ラルルベキ經驗ガ何等カノ改正ノ望マシキコトヲ示ス場合ニ於ケル本條約ノ改正ニ關スル方法ヲ規定スル一條ヲ條約ノ末尾ニ挿入セリ之ガ爲會議ハ條約改正ノ爲メ會議召集ノ望マシキヤ否ヤヲ毎五年ノ期間ノ終ニ於テ審議スルコトヲ國際聯盟理事會ニ請求ス

九 條約第十六條ヲ適用スルノ目的ヲ以テ會議ハ國際聯盟事務局ガ千九百十年五月四日ノ協定ニ基キ指定セラレタル一切ノ官憲ニ及右官憲ノ指定ナキ國ニ付テハ該國政府ニ猥褻刊行物ノ取引ノ問題ニ關スル質問書ヲ定期ニ發スルコトヲ委託セラレベキコトヲ勸告ス

質問書ニ於テ要求セラレベキ情報ハ起訴セラレタル事件ノ數、犯行ノ明細及訴訟手續ノ結果、他ノ諸國ニ於ケル指定セラレタル官憲ニ報告セラレタル犯行ノ明細並ニ取引ノ範圍及性質ニ關スル一般所見ヲ包含スベシ

十 新條約ハ國際聯盟ノ主宰ノ下ニ開催セラレタル會議ニ依リ作成セラレタル一般國際條約ニ關スル最近ノ前例ニ準據スル形式ニテ起草セラレタリ

十一 千九百二十四年三月三十一日迄ノ條約ヘノ署名ニ關シ及爾後ニ於ケル該條約ヘノ加入ニ關シ規定ヲ設ケタリ國際聯盟事務總長ハ右目的ニ必要ナル手段ヲ執ルコトヲ請求セラル

十二 會議ノ多數ハ新條約及本最終議定書ノ本書ニ通テ作成スベキコト及其ノ一通ハ國際聯盟ノ記錄ニ又他ノ一通ハ千九百十年五月四日ノ協定ノ本書ガ亦寄託セラレル佛蘭西共和國ノ記錄ニ寄託セラレベキコトヲ決定セリ然レドモ便宜上會議ハ條約ニ關スル他ノ一切ノ外交文書ガ國際聯盟ノ記錄ニ寄託セラレベキコトヲ承認セリ

外第一三號

八百九十九

十三 會議ハ又本最終議定書ノ認證際本會議ニ代表者ヲ出セル一切ノ國、國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及國際聯盟理事會ガ決定スルコトアルベキ他ノ國ニ送付セラルベキコトヲ決定セリ

十四 會議ハ條約ノ際本ヲ該條約ニ署名シ又ハ加入スベキ旨ノ招請ト共ニ會議ニ代表者ヲ出サザリシ國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及理事會ガ決定スルコトアルベキ他ノ國ニ送付スルコトヲ國際聯盟理事會ニ請求ス

右證據トシテ會議ノ代表委員ハ本議定書ニ署名セリ

千九百二十三年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ本書ニ通テ作成ス其ノ一通ハ國際聯盟ノ記錄ニ寄託保存セラルベキ他ノ一通ハ佛蘭西共和國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルベシ

附屬書

狼麩刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ出席シタル代表委員、補助委員及技術顧問ノ名

「アルバニア」國
代表委員 「ビー、プリニシュテイ」
「オーストラリア」
代表委員 「エム、エル、シエバド」
補助委員 陸軍大佐「デイー、シー、キアマルン」

埃地利國
代表委員 「エー、プアリエーグ」

白耳義國
代表委員 「モーリス、デユラエル」

中華民國
代表委員 陳錄
補助委員 王曾思

「コロンビア」國
代表委員 「ウルテイア」

「コスタ、リカ」國
代表委員 「デ、メラルタ」

「チエッコスロヴァキア」國
代表委員 「ロベルト、フリーデル」

「キエバ」國
代表委員 「デ、ラ、トリエンテ、イ、メラサ」
補助委員 「ルイス、サンタマリア」

丁抹國
代表委員 「アー、オルデンブルグ」

「フィンランド」國
代表委員 「カール、エンケル」
補助委員 「ウルホ、トイヴオラ」

佛蘭西國
代表委員 「ガストン、デシアン」
補助委員 「アンヌカン」

「グレート、ブリテン」國

希臘國
代表委員 「ニコラス、ポリテイス」
補助委員 「シアン、ポリテイス」
補助委員 「デイー、イー、カストルキス」

「アエテマラ」國
代表委員 「エフ、フィゲロア」

「ハンガリー」國
代表委員 「ゾルタン、バラニアイ」

「ハイティ」國
代表委員 「ボナミ」

印度
代表委員 「サー、ブラバシアンカー、デイー、パッタニ」

伊太利國
代表委員 「カヴァツォニ」

大日本帝國
代表委員 松田道一
専門委員 井野英一
専門委員 笠井英一

「ラトヴィア」國
代表委員 「ユリイス、フェルドマンズ」

「リニアニア」國

「リスニア」國

代表委員 「イーニャイス、ヨニナス」

「ルクセンブルグ」國
代表委員 「シアルル、ヴェルメール」

「モナコ」國
代表委員 「アエタヴァン」

和蘭國
代表委員 「アー、ド、グラーフ」

「ベルシア」國
代表委員 「アルファ・エド・ドヴレー」殿下

「ポーランド」國
代表委員 「ソカル」

「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」王國
代表委員 「ミルティン、ヨヴァノヴィチ」

暹羅國
代表委員 「ダムラス、ダムロン」殿下

西班牙國
代表委員 「デ、バラシオス」

瑞典國
代表委員(顧問ノ資格ニ於ケル)
「オエステン、ウシデン」
補助委員 「エリク、ボヘマン」

瑞西國
代表委員 「ベガン」

補助委員 「フランツ、ステンブフリ」

代表委員(顧問ノ資格ニ於ケル)

「アレグザンダー、アール、マグルーダ」

「サルグアイ」國

代表委員 「フェルナンデス、イ、メデイナ」

「ヴェネズエラ」國

代表委員 「シー、ズメタ」

會議事務總長 「デーム、ラチェル、クラウディ」

猥褻刊行物ノ流布ノ禁止ニ關スル協定

後記諸國ノ政府ハ猥褻刊行物ニ關スル犯行ノ捜査及禁止ノ目的ヲ以テ情
報ノ相互ノ交換ヲ各自ノ法令ノ範圍内ニ於テ容易ナラシムルコトヲ均シ
ク希望シ之ガ爲協定ヲ締結スルコトニ決シ依テ其ノ全權委員ヲ任命セリ
右全權委員ハ千九百十年四月十八日ヨリ五月四日ニ至ル迄「パリ」ニ會合
シ左ノ諸規定ヲ協定セリ

第一條

各締約國政府ハ左ノ任務ヲ有スル官憲ヲ設ケ又ハ指定スルコトヲ約ス
一 猥褻ナル文書、素描、圖畫又ハ物件ニ關シ自國ノ國內法上犯行ヲ構
成スル行爲ニシテ其ノ構成要素ガ國際的性質ヲ有スルモノノ捜査及禁
止ヲ容易ナラシメ得ル一切ノ情報ヲ蒐集スルコト
二 總テ國內法ノ範圍内ニ於テ前號ニ掲ゲラルル刊行物又ハ物件ノ輸入
ヲ阻止シ及其ノ押収ヲ確保シ又ハ進捗セシムベキ一切ノ情報ヲ供給ス

第五條

本協定ハ批准書寄託ノ日ノ後六月ニシテ實施セララルベシ
締約國中ノ一國ガ本協定ヲ廢棄シタル場合ニハ右廢棄ハ該國ニ關シテノ
ミ效力ヲ生ズベシ

廢棄ハ文書ヲ以テ通告セララルベク該文書ハ佛蘭西共和國政府ノ記録ニ寄
託セララルベシ右政府ハ外交手續ニ依リ其ノ認證謄本ヲ各締約國ニ送付シ
同時ニ之ニ其ノ寄託ノ日ヲ通知スベシ

本協定ハ右ノ日ノ後十二月ニシテ之ヲ廢棄シタル國ノ全領域ニ互リ其ノ
效力ヲ失フベシ

第六條

本協定ハ批准セララルベク且其ノ批准書ハ締約國中ノ六國ガ之ガ寄託ヲ爲
シ得ルニ至リタルトキ直ニ「パリ」ニ於テ寄託セララルベシ
批准書ノ各寄託ニ付テハ一ノ調書ヲ作成スベク其ノ認證謄本一通ハ外交
手續ニ依リ各締約國ニ交付セララルベシ

第七條

締約國ガ本協定ヲ其ノ殖民地、屬地又ハ領事裁判管轄地域ノ一又ハ二以
上ニ於テ實施セント欲スルトキハ該國ハ右趣旨ノ意思ヲ文書ヲ以テ通告
スベク該文書ハ佛蘭西共和國政府ノ記録ニ寄託セララルベシ右政府ハ外交
手續ニ依リ其ノ認證謄本ヲ各締約國ニ送付シ同時ニ之ニ其ノ寄託ノ日ヲ
通知スベシ

本協定ハ右ノ日ノ後六月ニシテ通告書ニ掲ゲラルル殖民地、屬地又ハ領
事裁判管轄地域ニ於テ實施セララルベシ

締約國中ノ一國ニ依リ其ノ殖民地、屬地又ハ領事裁判管轄地域ノ一又ハ
二以上ノ爲ニスル本協定ノ廢棄ハ本條第一項ニ定メラルル形式及條件ニ
依リ爲サルベシ右廢棄ハ廢棄書ヲ佛蘭西共和國政府ノ記録ニ寄託シタル
日ノ後十二月ニシテ效力ヲ生ズベシ

第八條

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

ルコト

三 本協定ノ目的ニ關シ自國ニ於テ既ニ制定セラレ又ハ制定セララルコ
トアルベキ法令ヲ通知スルコト
締約國政府ハ本條ニ從ヒ設ケラレ又ハ指定セララルル官憲ヲ佛蘭西共和
國政府ヲ經テ互ニ通報スベシ

第二條

第一條ニ掲ゲラルル官憲ハ他ノ各締約國ニ設ケラルル同種ノ部局ト直接
ニ通信スルノ權限ヲ有スベシ

第三條

第一條ニ掲ゲラルル官憲ハ第一條ニ掲ゲラルル犯行ニ付テハ自國ニ於テ
刑ノ言渡ヲ受ケタル犯罪人ノ名簿ヲ自國ノ國內法ノ反對ナキトキハ一切
ノ他ノ締約國ノ同種ノ官憲ニ送付スルノ義務ヲ有スベシ

第四條

非署名國ハ本協定ニ加入スルコトヲ得非署名國ハ文書ヲ以テ右趣旨ノ自
國ノ意思ヲ通告スベク該文書ハ佛蘭西共和國政府ノ記録ニ寄託セララルベ
シ右政府ハ外交手續ニ依リ其ノ認證謄本ヲ各締約國ニ送付シ同時ニ之ニ
其ノ寄託ノ日ヲ通知スベシ
本協定ハ右ノ日ノ後六月ニシテ加入國ノ全領域ニ互リ實施セララルベク該
國ハ茲ニ締約國ト爲ラルベシ

本協定ハ千九百十年五月四日「パリ」ニ於テ本書一通ヲ作成ス其ノ認證謄本一通ハ
各署名國政府ニ交付セララルベシ

獨逸國

アルブレヒト、レンツェ (印)

「ハンガリー」國

塊地利「ハンガリー」國代理大使アー、
ネメス (印)

塊地利國

省參事官ヨット、アイヒホッフ (印)

「ハンガリー」國

省參事官ゲー、レルス (印)

白耳義國

シユール、ルジュート、
イジドル、モー (印)

「アラビヤ」國

ジー、セー、ド、スーザ、パンテイラ (印)

丁抹國

セー、エー、ゴールド (印)

西班牙國

オクタヴィオ、カアルテロ (印)

合衆國

エー、ペーリ、アランチャード (印)

佛蘭西國

エル、ペランジエ (印)

「アラビヤ」國

イー、ダブリュー、ファーター (印)

「アラビヤ」國

エフ、エス、アラック (印)

「アラビヤ」國

ジー、エー、エイトキン (印)

伊太利國	シエー、チー、アヅアツテイ	(印)
	ジュロラモ、カルヴィ	(印)
和蘭國	アー、ド、ステユエルス	(印)
	レターン、マカーレ	(印)
	伯爵ド、ソーザ、ローザ	(印)
「ポルトガル」國	アレキシス、ド、ベルガルド	(印)
露西亞國	ヴラディミール、テリユシンスキー	(印)
瑞西國	ラルデイ	(印)

右條約、宣言、最終議定書及協定歐文左ノ如シ(略ス)

●「ルクセンブルグ」國ノ猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約批准ニ際シ同國ノ爲シタル留保ニ關シ通告

(昭和十一年五月十九日 外務省告示第三十二號)

一、國際聯盟事務總長ハ昭和二年十月七日附書翰ヲ以テ「ルクセンブルグ」國ノ猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約批准ニ際シ同國ノ爲シタル留保ニ關シ左ノ如ク通告シ越セリ
以書翰啓上致候陳者予ハ「ルクセンブルグ」大公國政府議長タル國務大臣閣下ガ千九百二十三年九月十二日ヨリ千九百二十四年三月三十一日

ニ至ル迄「ジュネーヴ」ニ於テ署名ノ爲開キ置カレタル猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約ニ對スル「ルクセンブルグ」國大公國閣下ノ批准書ヲ予ニ送付シタルコトヲ閣下ニ通知スルノ光榮ヲ有シ候
千九百二十七年八月十日事務局ニ寄託セラレタル批准書ハ「本條約ノ處罰條項ノ適用ニ關シテハ「ルクセンブルグ」國官憲ハ著作ガ判明シ且該著作ガ大公國內ニ居住スル「ルクセンブルグ」國臣民タル場合ニ於テハ訴訟手續ハ發行者、印刷者又ハ頒布者ニ對シ執ラルコトヲ得ザル旨ヲ規定スル大公國憲法第二十四條末項ヲ遵守スベシ」トノ留保ヲ包含致候
千九百二十七年六月十七日理事會ニ依リ採擇セラレタル報告書(書類 C.357.M.130.1927.Y.)ノ原則ニ從ヒ予ハ條約署名國ノ政府ノ考慮ヲ求ムル爲前記留保ヲ提出スルト共ニ予ガ右政府ノ回答ヲ適當ナル時期ニ於テ「ルクセンブルグ」國政府ニ轉達シ得ル條約署名國ノ政府ニ於テ右留保ヲ承認スルヤ否ヤヲ成ルベク速ニ予ニ通知セラレンコトヲ右政府ニ要求致候 敬具
千九百二十七年十月七日「ジュネーヴ」ニ於テ
事務總長ニ代リ
法律部長代理 エイチ、マツキンソン、ウツド
大日本帝國外務大臣閣下
右英文左ノ如シ(略ス)
二、依テ帝國政府ハ昭和四年五月七日在「パリ」佐藤國際聯盟事務局長ヲシテ聯盟事務總長ニ對シ左ノ如ク回答セシメタリ
以書翰啓上致候陳者千九百二十七年十月七日ノ大日本帝國外務大臣宛

貴回章 C.I.105.1927.Y.ニ對スル回答トシテ予ハ千九百二十三年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約ヲ批准スルニ際シ「ルクセンブルグ」大公國政府ニ依リ爲サレタル留保ニ對シ日本國政府ガ何等ノ異議ヲモ有セザルコトヲ本國政府ノ命令ニ依リ貴下ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候
日本國ハ右條約ヲ未ダ批准セザルニ依リ右留保ノ日本國ノ承認ハ右條約ノ批准ト共ニノミ確定タルベキモノニ有之候ハ共本國政府ハ今ヨリ其ノ態度ヲ貴下ニ通報致置候予ハ茲ニ貴下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

千九百二十九年五月七日「パリ」ニ於テ

國際聯盟大日本帝國事務局長 佐藤 尙武

在「ジュネーヴ」國際聯盟事務總長「サー、エリック、ドラモンド」殿

三、因ニ「ルクセンブルグ」國ノ留保附批准ニ對スル各國ノ態度左ノ如シ

國名	態度	聯盟事務總長通牒ノ日附
「ルーマニア」國	異議ナシ	一九二七、一一、二二
「モナコ」國	了承スルニ留ム	一九二七、一一、二三
英國	異議ナシ	一九二七、一一、二九
「フィンランド」國	承認ス	一九二七、一一、二九
白耳義國	承認ス	一九二七、一一、一
「ポルトガル」國	承認ス	一九二七、一一、一三
佛蘭西國	異議ナシ	一九二七、一一、二二

「ハイテイ」國	異議ナシ	一九二七、一一、二二
丁抹國	承認ス	一九二八、一、四
瑞西國	異議ナシ	一九二八、一、六
「サン・マリノ」國	異議ナシ	一九二八、一、六
和蘭國	異議ナシ	一九二八、二、六
西班牙國	異議ナシ	一九二八、二、六
印度	異議ナシ	一九二八、二、六
南「アフリカ」聯邦	異議ナシ	一九二八、二、六
獨逸國	異議ナシ	一九二八、二、一四
「ラトヴィア」國	異議ナシ	一九二八、二、二二
埃地利國	承認ス	一九二八、二、二五
「ポーランド」國	承認ス	一九二八、二、二七
「ダンチツヒ」自由市	承認ス	一九二八、三、七
「アルガリア」國	異議ナシ	一九二八、三、一〇
「カナダ」	異議ナシ	一九二八、四、三
「チェッコスロヴァキア」國	承認ス	一九二八、五、二二
「ニュー、ジブラント」	異議ナシ	一九二八、六、二二
伊太利國	異議ナシ	一九二八、六、二五
「エジプト」國	異議ナシ	一九二八、九、二九
「ハンガリー」國	異議ナシ	一九二九、三、四

但シ其ノ後「ハンガリー」國ヨリ本件留保ノ爲サレタルコトヲ遺憾トスル旨

ノ通報アリタル趣千九百二十九年(昭和四年)五月一日附書翰ヲ以テ聯盟事務總長ヨリ通牒アリタリ
一九三〇、五、一四
異議ナシ
諸威國

● 猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止
ノ爲ノ國際條約ニ對スル批准書
又ハ加入書寄託國

(昭和十一年五月十九日)
外務省告示第三十一號

帝國政府ハ大正十二年九月十二日帝國全權委員ガ「ジュネーヴ」ニ於テ關係各國委員ト共ニ署名シタル「猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約」ニ對スル帝國ノ批准書ヲ昭和十一年五月十三日國際聯盟事務局ニ寄託セリ仍テ右條約ハ帝國ニ對シ右寄託ノ時ヨリ效力ヲ發生セリ尙右條約ニ對スル批准書又ハ右條約ノ加入書ヲ寄託セル國及寄託ノ年月日左ノ如シ

- 國 名 寄託ノ年月日
- 「アルバニア」國(批准書) 大正十三年十月十三日
- 獨逸國(批准書) 大正十四年五月十一日
- 奧地利國(批准書) 大正十四年一月十二日
- 白耳義國(批准書) 大正十五年七月三十一日

- (白耳義國「コンゴ」及「ルアンダ、ウルンディ」委任統治地域ヲ含ム)
- 「ブラジル」國(批准書) 昭和六年九月十九日
- 「グレート、ブリテン」及「北アイルランド」(批准書) 大正十四年十二月十一日
- 南「アフリカ」聯邦(批准書) 大正十四年十二月十一日
- (南西「アフリカ」ヲ含ム)
- 「ニュー、ジブラルドル」(批准書) 大正十四年十二月十一日
- (西「サモア」委任統治地域ヲ含ム)
- 印度(批准書) 大正十四年十二月十一日
- 「オーストラリア」聯邦(加入書) 昭和十年六月二十九日
- (「バプア」及「ノーフォーク」島諸地域並ニ「ニュー、ギニア」及「ナウル」委任統治地域ヲ含ム) 大正十四年十二月三十一日
- 「ニュー、ファウンズランド」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ニジェリア」(加入書) 大正十五年十一月三日
- (イ) 殖民地
- (ロ) 保護領
- (ハ) 英國委任統治ノ下ニ在ル「カメルーン」 大正十五年十一月三日
- 「セイシエルス」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 英領「ホンデユラス」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「セイロン」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ケンヤ」(殖民地及保護領)(加入書) 大正十五年十一月三日

- 「モリシヤス」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ソロモン」諸島英國保護領(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ギルバート」及「エリス」諸島殖民地(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「フィジー」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ウガンダ」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「トリニダット」及「トバゴ」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ザンシバル」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「タンガニイカ」地域(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「リワード」諸島(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ウインドワード」諸島(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「カンビア」(殖民地及保護領)(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ニアサランド」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 海峽殖民地(加入書) 大正十五年十一月三日
- 馬來聯邦諸邦(加入書) 大正十五年十一月三日
- 馬來非聯邦諸邦(加入書) 大正十五年十一月三日
- (即チ「アルネー」、「ジョホール」、「ケダ」、「クランタン」及「トレンガヌ」)
- 「シエラ、レオン」(殖民地及保護領)(加入書) 大正十五年十一月三日
- 北「ローデシア」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「バルバドス」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ゴールド、コースト」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「サイプラス」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ツアラタル」(加入書) 大正十五年十一月三日

- 「マルタ」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ソマリランド」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「バーストランド」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「ベチユアナランド」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 「スワジランド」(加入書) 大正十五年十一月三日
- 香港(加入書)
- 「ベルムダ」(加入書) 昭和二年五月二十三日
- 「バハマス」(加入書) 昭和二年五月二十三日
- 「フオーケランド」諸島及屬地(加入書) 昭和二年五月二十三日
- 「セント、ヘレナ」(加入書) 昭和二年五月二十三日
- 「パレスタイン」(加入書) 昭和二年五月二十三日
- 「トランスジオルダン」(加入書) 昭和二年五月二十三日
- 「ジァマイカ」(加入書) 昭和四年九月二十三日
- 英領「ギアナ」(加入書) 大正十四年十二月三十一日
- 南「ローデシア」(加入書) 大正十三年五月二十三日
- 「カナダ」(加入書) 昭和五年九月十五日
- 「アイルランド」自由國(批准書) 大正十三年七月一日
- 「アルガリア」國(批准書) 大正十五年二月二十四日
- 中華民國(批准書) 昭和九年十一月八日
- 「ロロンビア」國(批准書) 昭和九年九月二十日
- 「キュバ」國(批准書) 昭和五年五月六日
- 「丁抹國」(批准書) 大正十五年三月三十一日
- 「ダンチッチ」自由市(批准書)

- 「エジプト」國(加入書) 大正十三年十月二十九日
 - 「西班牙」國(批准書) 大正十三年十二月十九日
 - 「エストニア」國(加入書) 昭和十一年三月十日
 - 「フィンランド」國(批准書) 大正十四年六月二十九日
 - 「希臘」國(批准書) 昭和四年十月九日
 - 「グアテマラ」國(加入書) 昭和八年十月二十五日
 - 「ハンガリー」國(批准書) 昭和四年二月十二日
 - 「イラク」國(加入書) 昭和四年四月二十六日
 - 「ベルギー」國(其ノ後「イラン」國ト改名)(批准書) 昭和七年九月二十八日
 - 「伊太利」國(批准書) 大正十三年七月八日
 - 「ラトヴィア」國(批准書) 大正十四年十月七日
 - 「ルクセンブルグ」國(批准書) 昭和二年八月十日
- (本條約ノ處罰條項ノ適用ニ關シテハ「ルクセンブルグ」國官憲ハ著作家ヲ判明シ且該著作家ガ大公國內ニ居住スル「ルクセンブルグ」國臣民タル場合ニ於テハ訴訟手續ハ發行者、印刷者又ハ頒布者ニ對シ執ララルコトヲ得ザル旨ヲ規定スル大公國憲法第二十四條末項ヲ遵守スベキコトヲ留保ス)
- 「サン、マリノ」國(加入書) 大正十五年四月二十一日
 - 「モナコ」國(批准書) 大正十四年五月十一日
 - 「挪威」國(加入書) 昭和四年五月八日
 - 「パラグアイ」國(加入書) 昭和八年十月二十一日
 - 「蘭領印度、」スリナム」及「キュラサオ」ヲ含ム) 昭和二年九月十三日

- 「ボイランド」國(批准書) 昭和二年三月八日
- 「ポルトガル」國(批准書) 昭和二年十月四日
- 「ルーマニア」國(批准書) 大正十五年六月七日
- 「暹羅」國(批准書) 大正十三年七月二十八日
- 「瑞西」國(批准書) 大正十五年一月二十日
- 「チェコスロヴァキア」國(批准書) 昭和二年四月十一日
- 「トルコ」國(批准書) 昭和四年九月十二日
- 「ソウイェト」社會主義共和國聯邦(加入書) 昭和十年七月八日
- 「セルビア、クロアチア、スロヴェニア」王國(其ノ後「ユーゴスラヴィア」國ト改名)(批准書) 昭和四年五月二日

明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「猥褻刊行物ノ流布ノ禁止ニ關スル協定」ニ對スル批准書又ハ加入書ヲ寄託セル國(大正十二年ノ條約第十條ニ依ル當然加入ヲ含マス) 及寄託ノ年月日左ノ通

- 獨逸國(批准書) 寄託ノ年月日
- 獨領各殖民地(加入書) 明治四十四年三月十五日
- 「アメリカ」合衆國(批准書) 明治四十四年八月二十五日
- 「アメリ」合衆國(批准書) 明治四十四年三月十五日
- 「白耳義」國(批准書) 明治四十四年三月十五日
- 「グレート、アリテン」及北部「アイルラ」(批准書) 明治四十四年三月十五日
- 南「アフリカ」聯邦(加入書) 明治四十四年十一月八日

- 「ニュー、ジララント」(加入書) 明治四十五年一月三日
- 「印度」(加入書) 大正二年十月一日
- 「オーストラリア」聯邦(加入書) 明治四十五年四月十二日
- 「ニュー、ファウンドランド」(加入書) 明治四十四年十一月十一日
- 「バハマス」(加入書) 大正二年一月三日
- 「バルバドス」(加入書) 大正二年一月三日
- 「バスターランド」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ベチユアナラント」保護領(加入書) 大正二年一月三日
- 「ベルムダ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「英領」ギアナ(加入書) 大正二年一月三日
- 「英領」ホンデユラス(加入書) 大正二年一月三日
- 「セイロン」(加入書) 大正二年一月三日
- 東「アフリカ」保護領(加入書) 大正二年一月三日
- 「フォークランド」諸島(加入書) 大正二年一月三日
- 「フィジー」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ガンビア」(加入書) 大正二年一月三日
- 「シアラタル」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ゴールド、コースト」(加入書) 大正二年一月三日
- 「香港」(加入書) 大正二年一月三日
- 「リワード」諸島(加入書) 大正二年一月三日
- 「アンティグア」 大正二年一月三日
- 「ドミニカ」 大正二年一月三日
- 「モントセラット」 大正二年一月三日

- 「セント、クリストファー」及「ネヴィス」 大正二年一月三日
- 「ヴァージン」諸島 大正二年一月三日
- 「馬來」諸邦(加入書) 大正二年一月三日
- 「マルタ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「モリシヤス」(加入書) 大正二年一月三日
- 北「ニジエリア」(加入書) 大正二年一月三日
- 北「ローデシア」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ニアサランド」保護領(加入書) 大正二年一月三日
- 「セント、ヘレナ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「セイシエルス」(加入書) 大正二年一月三日
- 「シエラ、レオン」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ソマリランド」保護領(加入書) 大正二年一月三日
- 南「ニジエリア」(加入書) 大正二年一月三日
- 南「ローデシア」(加入書) 大正二年一月三日
- 「海峽殖民地」(加入書) 大正二年一月三日
- 「スワジランド」(加入書) 大正二年一月三日
- 「トリニダッド」及「トバゴ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ウガンダ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ウイन्दワード」諸島(加入書) 大正二年一月三日
- 「グレナダ」 大正二年一月三日
- 「セント、ルシア」 大正二年一月三日
- 「セント、ヴァインセント」 大正二年一月三日

「ザンシバル」(加入書) 明治四十四年八月三日
「カナダ」(加入書) 明治四十四年九月十一日
「アルガリア」(加入書) 大正十二年四月二十四日
「丁抹國」(批准書) 明治四十四年四月八日
「ダンチツヒ」自由市(加入書) 大正十一年八月二十二日
「西班牙國」(批准書) 明治四十四年三月十五日
「エストニア」(加入書) 大正十三年二月十日
「フィンランド」(加入書) 大正十二年五月三日
「佛蘭西國」(批准書) 明治四十四年三月十五日
「アイスランド」及「丁抹領」(アンティル) (加入書) 明治四十五年七月二十八日
「伊太利國」(批准書) 明治四十四年三月十五日
「ルグゼンブルグ」(加入書) 明治四十四年五月十六日
「諸威國」(加入書) 明治四十五年六月八日
「和蘭國」(批准書) 明治四十年十一月十八日
「蘭領東印度諸島」「スリナム」及「キユラサオ」(加入書) 大正十年一月十日
「ポーランド」(加入書) 明治四十四年十月六日
「ホルトガル」(加入書) 明治四十四年九月十五日
「露西亞國」(批准書) 大正十二年九月十三日
「暹羅國」(加入書) 明治四十四年三月十五日
「瑞西國」(批准書) 大正十年五月十六日
「チェコスロヴァキア」(加入書) 大正十年五月十六日
(昭和十二年七月三日) 外務省告示第五十八號
「アフガニスタン」(加入書) 大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル狼襲刊行物ノ流布及取引ノ禁止ニ關スル國際條約ニ對スル同國ノ加入書ヲ國際聯盟事務局長ニ送付シ右加入書ハ昭和十二年五月十日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和十二年五月二十六日附國際聯盟事務局長通牒)

(昭和十二年八月二十六日) 外務省告示第七十一號
「サルヴァドル」(加入書) 大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル狼襲刊行物ノ流布及取引ノ禁止ニ關スル國際條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十二年七月二日國際聯盟事務局ニ寄託セリ(昭和十二年七月十七日附國際聯盟事務局長回章)
(昭和十五年四月二十四日) 外務省告示第十二號
「佛蘭西國政府」(加入書) 大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル狼襲刊行物ノ流布及取引ノ禁止ニ關スル國際條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十五年一月十六日國際聯盟事務局ニ寄託セリ
尙本批准ハ同國殖民地及保護領全體並ニ同國委任統治地域ヲ含マザルモノトス(昭和十五年二月七日附國際聯盟事務局局長回章)
(昭和十五年七月二十二日) 外務省告示第二十號
「佛蘭西國政府」(加入書) 大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル狼襲刊行物ノ流布及取引ノ禁止ニ關スル國際條約ニ對スル「モロッコ」(加入書) 昭和十五年五月七日國際聯盟事務局ニ寄託セリ(昭和十五年五月二十一日附國際聯盟事務局局長回章)
(昭和十四年十月二十六日) 外務省告示第七十三號
「英國政府」(加入書) 大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル狼襲刊行物ノ流布及取引ノ禁止ニ關スル國際條約ニ對スル「モロッコ」ニ於テ署名セラレタル狼襲刊行物ノ流布及取引ノ禁止ニ關スル國際條約ヲ從來印度ノ一部ヲ成セル「ビルマ」ニ對シ同條約第十三條ノ規定ニ基キ海外領土トシテ適用スル旨通告シ國際聯盟事務局ハ昭和十四年八月四日右通告ヲ受領セリ(昭和十四年八月十四日附國際聯盟事務局局長回章)

第一類 終

大正七年三月十五日印
大正七年三月二十五日發
昭和八年六月二十日第三十一版發行

著作
版權
所有

發行者兼
印刷者
印刷所

帝國法規出版株式會社
東京市赤坂區溜池町一番地
白石立見
中喜重郎
大日本法令出版株式會社印刷部
長野市岡田町百七十六番地

發行所

東京市赤坂區溜池町一番地
帝國法規出版株式會社
電話赤坂四九二番 振替東京六〇八五〇番

所賣販

東京市京橋區銀座西七丁目一番地
株式會社 帝國地方行政學會
長野市岡田町百七十六番地
大日本法令出版株式會社

岐阜縣本巢郡北方町
株式會社 啓文社
東京市澁谷區大向通七番地
敬文社





